

令和8年度 四国知事会提言の概要

〈四国地方における災害対策等の推進〉

- 1 激甚化・頻発化する豪雨災害等を踏まえた防災・減災対策の充実強化等について
 - (1) 避難情報の伝達
 - (2) 防災情報の精度向上
 - (3) 被災者生活再建支援制度の拡充
 - (4) 災害発生時の死者・行方不明者の氏名等公表

- 2 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興について
 - (1) 四国地方の基幹産業である農業の復旧・復興

- 3 南海トラフ地震に備えた震災対策の推進について
 - (1) 災害に備える
 - ① 「国家的プロジェクト」としての地震防災対策の推進
 - ② 四国地域全体の地震観測体制の強化
 - ③ 地震発生時に迅速かつ的確な災害応急対策活動が実施できる体制の整備及び国主催の広域的な地震災害対応訓練の実施
 - ④ 従来の発想にとらわれない「防災・減災対策」の推進
 - ⑤ 緊急防災・減災事業債の制度の拡充
 - ⑥ 事前復興に関連する法整備と包括的に支援する新たな交付金制度の創設
 - ⑦ 防災対応の実効性を確保する体制づくり
 - ⑧ 発災後の迅速かつ円滑な「廃棄物処理」実現のための支援の充実
 - ⑨ 国による主体的な防災物資の配備及び全国的な支援体制の構築
 - ⑩ 防災力強化総合交付金の対象経費の拡充・地方負担の軽減及び予算の確保
 - ⑪ 地方公務員土木職及び建設産業の人材確保のための処遇改善等
 - (2) 揺れに備える
 - ① 公共施設の耐震性の向上等による震災に強いまちづくりの整備
 - ② 公立小・中学校等施設（プールを含む）の老朽化対策、耐震化等の国土強靱化の推進に係る補助制度の拡充及び公立高等学校等施設に係る財政支援制度の創設
 - ③ 私立学校施設の耐震化に係る補助制度の拡充・延長及び必要な財源の確保
 - ④ 自治体を実施する住宅の耐震改修助成制度への補助制度の拡充
 - ⑤ 水道施設の震災対策の推進
 - ⑥ 終了した医療施設耐震化臨時特例交付金と同様の継続的な助成制度の新たな創設
 - (3) 津波に備える
 - ① 津波発生時における避難路等の整備事業に対する補助制度の拡充
 - ② 社会福祉施設等の近辺における津波に強い避難施設の整備促進
 - ③ 医療機関が単独で高台移転等可能な助成制度の創設

- (4) 火災に備える
 - ① 石油やガスの2次基地等における施設の耐災化に係る補助事業の創設・拡充
- (5) 早期の救助救出と救護を行う
 - ① D M A T（災害派遣医療チーム）の計画的な養成及びD P A T（災害派遣精神医療チーム）等の整備促進に係る支援
 - ② 長期かつ広域的な救護体制の構築
 - ③ 情報通信手段や自家発電機、医療用水等の確保に係る支援
 - ④ 医療救護所に必要な資機材の整備や診療機能を備えた医療モジュールの迅速な展開
 - ⑤ 外傷初期対応研修の制度創設及び応急手当講習の拡充支援
 - ⑥ 災害時の医療救護活動に必要な医薬品等の確保、供給体制の検討及び医薬品等の備蓄に係る費用に対する財政支援
 - ⑦ 中山間地等における孤立化対策に係る補助制度の創設等の財政支援
 - ⑧ 迅速・的確な警察活動を実施するための施設・資機材の整備及び警察通信機能維持のために必要な財政措置の拡充
- (6) 被災者や被災地の支援を行う
 - ① 応援職員の派遣時における費用負担の明確化と財政措置
 - ② 在宅の要配慮者に対する支援活動への財政支援

4 水害・越波・土砂災害等に対する災害予防対策について

- (1) 災害防止に必要な予算の確保により、予防対策が確実に実施できる仕組みの構築
- (2) 四国における河川改修事業・ダム事業・上下水道事業・海岸事業・港湾事業・漁港事業・砂防事業・治山事業・ため池整備事業等の早期整備
- (3) 水道事業の防災対策に係る財源確保及び災害時における浄水機能の早期復旧への対応
- (4) 様々な手法による効果的な災害予防の推進

〈分権型社会の構築〉

5 地方税財源の充実・強化について

- (1) 新興感染症対策・物価高騰対策のための十分な財源の確保
- (2) 地方創生や地域未来戦略を進めるための十分な財源の確保
- (3) 地方財政計画の適正な策定
- (4) 安定的な地方税体系の構築の推進
- (5) こども・子育て政策の強化を進めるための財政措置
- (6) 「地方創生推進費」と「地域デジタル社会推進費」の拡充・継続
- (7) 地球温暖化対策と気候変動の影響への適応策のための地方財源の確保・充実
- (8) 地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定に当たっての地方からの意見の反映及び必要な行政サービス水準を確保できる財源の確実な措置
- (9) 合併市町村への十分な支援
- (10) エネルギー価格の高騰対策の拡充

- (11) 地方公務員の定年引き上げ及び教師の処遇改善に係る適切な財政措置
- (12) 地域医療体制の充実・確保に向けた適切な財政措置

6 行政内部のデジタル人材の育成・確保について

- (1) 行政内部のデジタル人材の育成・確保

7 「産官学の四国移転と創生」の実現

- (1) 「産官学の四国移転」の促進及び地方における定着・機能発揮の支援
- (2) 地方大学の定員増、企業の地方移転に向けた税制優遇の強化、地方経済の活性化支援

8 地方分権改革の推進について

- (1) 実効性のある「国と地方の協議の場」の実施
- (2) 地方分権改革の理念に沿った国と地方の役割分担の見直し及び国から地方への事務・事業、権限、財源の一体的な移譲の推進
- (3) 提案募集方式における適切なフォローアップの実施
- (4) 地方に対する法令による事務の義務付け・枠付け及び関与の廃止・縮小並びに一層の規制改革の推進
- (5) 地方が自らの責任で効率的な自治体経営を行うことができる地方税財政制度の整備

9 参議院議員選挙における合区の解消について

- (1) 各都道府県から少なくとも1人の代表を選出するための合区解消

10 持続可能で活力ある地域の創造について

- (1) 辺地の要件緩和

<安全・安心な環境の形成>

11 地域における医師の確保対策について

- (1) 「重点医師偏在対策支援区域」における経済的インセンティブを実施するための必要な財源確保と適切な配分
- (2) 専門医資格の更新において比較的医師が少ない都道府県での勤務の義務化等実効性のある対策の構築

12 ドクターヘリの運航に対する支援及び医療提供体制推進事業費補助金制度の改善について

- (1) ドクターヘリの運航に対する支援
- (2) 医療提供体制推進事業費補助金制度の改善

13 在宅医療及び介護との連携の推進について

- (1) 訪問サービスが不採算な地域における在宅医療の推進

- 14 介護保険制度の充実・強化について
 - (1) 恒久的な処遇改善につながる制度の確立
 - (2) 中山間地域等の条件不利地域において在宅介護サービスが可能となる介護報酬の設定
 - (3) 中山間地域等で在宅サービスを提供する事業者の実態に合った介護報酬の設定

- 15 がん対策の充実について
 - (1) がん検診の充実に向けた法整備

- 16 認知症施策の推進について
 - (1) 都道府県の広域的な事業の取組に対する積極的な支援
 - (2) 認知症疾患医療センターの安定運営に向けた運営財源の確保
 - (3) 認知症の人や家族に対する公的救済システムの構築
 - (4) 成年後見制度のさらなる利用促進

- 17 孤独・孤立対策について
 - (1) 孤独・孤立対策に必要な財政支援

- 18 セーフティネット機能の充実強化について
 - (1) 一時扶助（エアコン購入費）の運用緩和や夏季加算の創設

- 19 少子化対策の抜本的な強化について
 - (1) 子ども・子育て支援新制度の質の改善のための財源の確保
 - (2) 地域少子化対策重点推進交付金の拡充及び弾力的な運用
 - (3) 子ども・子育て支援施策の充実
 - (4) 多様な担い手による育児参画の促進と希望に応じたキャリア形成に対する支援の拡充
 - (5) 少子化対策に包括的に取り組むための交付金の創設
 - (6) 「こどもの居場所」の量・質両面からの充実

- 20 児童虐待防止対策の推進について
 - (1) 都道府県及び市町村の相談支援体制強化に向けた財政支援の拡充
 - (2) 医療機関等と連携したトータルケアシステムの構築

- 21 犯罪被害者等支援施策の充実強化について
 - (1) 犯罪被害者等に対する経済的支援の充実及び迅速な犯罪被害者等給付金の支給等
 - (2) 損害回復の確保
 - (3) 民間犯罪被害者支援団体への更なる財政的支援
 - (4) 地域の実情に応じた支援施策を充実・強化するための財政措置

- 22 地域の実情を反映した農林水産業の振興対策の実施について
- (1) 農業の経営安定対策の充実・強化
 - (2) 技術・生産体系の開発、社会実装の推進及び国民理解の促進
 - (3) 国内農業の再生を図るための支援策の充実
 - (4) 新規就農者育成総合対策の予算確保及び制度の安定的な運用
 - (5) 農業生産性の向上と担い手への農地利用集積のための予算の確保
 - (6) 中山間地域の農業者に対するきめ細やかな支援の実施
 - (7) 農地中間管理機構を活用した農地集積対策の充実・強化
 - (8) 水田農業を支える米・麦・大豆等の生産農家の経営安定対策の充実
 - (9) 果樹・野菜・花き農家の経営安定対策の充実・強化
 - (10) 畜産経営支援対策の充実・強化
 - (11) 漁業の経営安定対策の充実・強化
 - (12) 林業の経営安定対策の充実・強化と木材利用の推進
 - (13) 鳥獣被害防止対策の充実・強化
 - (14) 国内農林水産業に配慮した国際交渉
 - (15) 物価高騰の影響を受ける生産者の経営安定化
- 23 森林吸収源対策と森林保全の推進について
- (1) 森林整備に係る森林所有者負担並びに県負担の軽減措置等の充実
 - (2) 森林を保全する仕組みの構築
 - (3) 地域材の利用推進
- 24 プラスチック資源循環の促進及び海洋プラスチックごみ対策の推進について
- (1) プラスチックごみ削減対策の強化及び代替素材・製品の開発等に対する支援
 - (2) 海洋ごみの回収・処理に対する恒久的な財源措置及び補助対象の拡充
- 25 「グリーン社会」の実現に向けた地球温暖化対策の推進及び再生可能エネルギー最大限導入について
- (1) 系統に関する諸問題への対策の推進
 - (2) 新たなイノベーションの活用や環境に配慮した規制緩和の推進
 - (3) 蓄電池や水素等を活用した電力の変動対策等の推進
 - (4) 意欲的導入目標の設定
- 26 ニホンジカの食害防止対策について
- (1) 国有林等における自然植生の保全や希少種保護に係る方針の決定等
- 27 自治体勤務獣医師の確保対策について
- (1) 自治体勤務獣医師の処遇改善
 - (2) 自治体勤務獣医師を目指す学生への修学援助
 - (3) 大学獣医学部等のカリキュラムのさらなる充実

- 28 消防団員に対する退職報償金の充実について
- (1) 退職報償金制度の見直し及び地方交付税の基準財政需要額の見直し
- 29 地方警察官の増員について
- (1) 安全で安心な社会を実現するための地方警察官の増員
- 〈地域活力の創造による地域経済の活性化〉
- 30 地方における社会資本整備及び老朽化対策の推進について
- (1) 社会資本の着実な整備推進や、戦略的な維持管理・更新のための予算確保及び社会資本整備の遅れた地域に配慮する仕組みの創設
 - (2) 社会資本整備に関する「国と地方の協議の場」の開催
 - (3) 地域活性化に資する国土強靱化に係る予算の確保及び財政支援措置の充実
- 31 四国地方の高規格道路ネットワークの整備促進について
- (1) 四国8の字ネットワーク等の早期整備及び財源の確保
 - (2) 地方への予算の重点配分及び整備の促進
 - (3) 未整備区間の整備や暫定2車線区間の4車線化の優先実施
- 32 四国地方への新幹線導入など鉄道輸送システムの高速化と高度化等について
- (1) 魅力ある地方の創生及び国土強靱化の観点から、四国の新幹線の早期実現
 - (2) 「国土強靱化実施中期計画」に係る予算等、新たな財源の活用も含めた新幹線予算の大幅な拡充
 - (3) 四国地方在来線の輸送の安全・防災対策及び利便性・快適性を高めるための支援措置の充実・強化
- 33 空港の経営改革等について
- (1) 地方空港の実態に配慮した制度設計
 - (2) 航空会社への運航経費支援の実施
 - (3) 定期路線及び国際チャーター便の着陸料の引下げ
 - (4) ターミナルビルの改修や空港設備の老朽化設備等の更新等に対する支援
- 34 地域公共交通の維持・活性化について
- (1) 運転手確保に向けた財政支援等の強化
 - (2) JR四国の経営安定化及び地域鉄道の経営安定のための支援の実施
 - (3) 地方バス路線及び離島航路の確保・維持のための補助のあり方の見直し
 - (4) 交通空白解消に向けた財政支援等の強化
 - (5) 内航フェリーの航路維持のための支援制度の創設
 - (6) DMVの円滑な運行や普及に向けた環境整備
- 35 地域における物流の確保等について
- (1) 「物流の2024年問題」の解決に向けた支援

- 36 地域中小企業応援ファンド事業の継続について
 - (1) 地域中小企業応援ファンド事業の継続

- 37 四国遍路の世界遺産登録について
 - (1) 四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載

- 38 米国関税措置への対応について
 - (1) 国内産業を守るための関税措置の見直し交渉
 - (2) 機動的な対策の実施
 - (3) 中長期の視点に立った産業構造の転換と競争力強化の推進

1 激甚化・頻発化する豪雨災害等を踏まえた防災・減災対策の充実強化等 について

全国各地で激甚化・頻発化する豪雨災害等の教訓を踏まえ、防災情報の一層の精度向上や伝達手段の多様化を踏まえた支援等を充実強化するとともに、被災者生活再建支援制度を拡充すること。

【背景理由等】

全国各地で激甚化・頻発化する豪雨災害等では多くの課題が浮き彫りとなりましたが、コロナ禍の分散避難等の新たな対策や、災害対策基本法の改正による避難情報の見直しなど、避難の在り方そのものが変容している中、住民の適切な避難行動に繋がる避難対策等の推進が極めて重要となります。

また、市町村における迅速な避難指示等の発令のため防災気象情報の一層の精度向上と情報提供の充実強化を図るとともに、SNS等の活用など防災情報の伝達手段の多様化を踏まえた支援等の充実強化を図る必要があります。

さらに、被災者の早期の生活再建を図るためには、中規模半壊まで拡大された被災者生活再建支援制度の一層の充実が求められるとともに、店舗等の非住家の罹災証明書が、なりわい再建補助金、信用保証などの各種支援制度や地震保険の適用に必要となっていることから、非住家の被害認定に係る指針の明確化が必要となっております。

また、災害発生時の死者・行方不明者の氏名公表については、各自治体の判断に委ねられていますが、南海トラフ地震のように全国で同時に多数の死者・行方不明者が発生した場合、都道府県間で氏名公表に関する見解が分かれ、混乱が生じるとともに災害応急対応に支障が生じる可能性があります。

【具体的な提言事項】

(1) 避難情報の伝達

住民が「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針に基づき、適正な住民の避難行動を促すための支援対策を強化すること。

- ①分散避難等への新たな対策や避難情報の見直しの地方自治体や住民等への周知徹底をはじめ、高齢者などの要支援者の避難の実効性向上に向けた対策等に対して必要な支援を行うこと。
- ②スマートフォンやSNSなどの様々な情報伝達手段を活用した避難行動支援策等の地方自治体の取組に対して支援を行うこと。

(2) 防災情報の精度向上

防災気象情報の精度向上を推進するとともに、住民の迅速・的確な避難行動を支援するため、避難情報を発令する地方自治体への防災気象情報の提供の一層の充実・強化を図ること。

(3) 被災者生活再建支援制度の拡充

「被災者生活再建支援制度」では、中規模半壊まで支給適用範囲が拡大されたが、引き続き被災者が一日も早く日常生活を取り戻すためさらなる充実を図ること。

また、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とすること。

今後、支援制度の拡充に当たっては、都道府県に現状以上の財政負担が生じないよう、国が財政支援を行うこと。

あわせて、近年、非住家の罹災証明書が各種支援制度や地震保険の適用に必要となっている状況等を踏まえ、非住家の被害認定に係る指針等を明確化すること。

(4) 災害発生時の死者・行方不明者の氏名等公表

災害発生時の死者・行方不明者の氏名等公表については、法令上の根拠を明確にすること。

なお、複数県に死者・行方不明者が発生するような広域災害時に、都道府県で氏名等公表の対応にバラツキが生じ、円滑・迅速な公表等に支障が生じないよう、全国統一の公表基準について引き続き検討に努めること。

2 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興について

四国地方の基幹産業である農業の復旧・復興のための支援を行うこと。

【背景理由等】

平成30年7月豪雨災害により、四国の基幹産業である農林水産業については、農作物はもとより、農地、農道やため池などの農業用施設、農業用ハウス、共同利用施設、林道、林産施設、漁港施設など、これまで長年にわたり築き上げてきた生産基盤が大きなダメージを受け、その被害額は四国全体で940億円を超える、未曾有の大災害となりました。

被災地においては、早期の営農再開と収穫確保に向け、発災直後から関係者が一丸となって取り組んできたところであり、損壊した農地や農業用施設等についても、順次、復旧が完了しているところではあります。

また、被災県の農業を支えるかんきつ等の果樹園地などについては、原状への復旧のみならず、急傾斜で作業条件の悪い園地も多く、高齢化や労働力不足が深刻化する産地の現状を踏まえ、作業効率が良い、より高収益が望める、かつ災害にも強い農地への再編や、新技術・新品種の導入など、被災前より進化した産地づくりにも取り組んでいます。

しかしながら、十分な収穫が得られるようになるまでには少なくとも数年が必要となるため、生産者が将来に明るい展望を抱けるよう、産地の実情に応じ、十分かつ継続的な支援を行う必要があります。

【具体的な提言事項】

(1) 四国地方の基幹産業である農業の復旧・復興

復旧・復興に長期間を要する果樹園地等について、被災前より生産性が高く、災害に強い農地に再生する取組等に対し、きめ細かな支援を行うこと。

3 南海トラフ地震に備えた震災対策の推進について

四国地方においては、南海トラフ地震等の発生によって甚大な被害が想定されることから、被害の軽減・早期復旧に向け、実効性ある各種の地震防災・減災対策に加え、事前復興の取組を推進し、その予算を確保すること。

【背景理由等】

平成23年3月11日に発生した『平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震』は、我が国の観測史上最大となるマグニチュード9.0を記録し、東日本を中心に甚大な被害をもたらし、未曾有の大災害となっています。

四国地方では、おおよそ100年から150年の間隔で繰り返し発生する南海トラフ地震によって、甚大な被害を受けており、また、昭和東南海・南海地震から既に約80年が経過し、南海トラフ地震の切迫度はますます高まっていることから、県民の生命、財産を守るための防災・減災対策を速やかに進めることが、4県共通の喫緊の課題となっております。

平成13年3月の芸予地震では、愛媛県において大きな被害を受けたところであり、さらに、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震、令和6年1月の能登半島地震と、震度7を超える大規模地震が過去10年で3回発生し、周辺地域に甚大な被害をもたらしており、今後、四国地方においても、南海トラフを震源とする巨大海溝型地震や中央構造線断層帯による大規模直下型地震、太平洋岸地域での遠地津波などによって、甚大な被害が想定されます。

特に、南海トラフ地震が発生した場合、内閣府の発表では、これまでの想定をはるかに超える「津波高」や「地震動」などが予測されており、従前以上に住民の不安は高まっています。

四国4県では、内閣府の発表を踏まえ、より詳細な地形データや河川データ等を収集し、県独自の新たな被害想定を取りまとめ、それに基づく地震・津波対策に取り組むとともに、ハード・ソフト両面の防災・減災対策を、市町村とともに、できることから速やかに推進しているところです。また、南海トラフ地震で発生する四国4県の災害廃棄物発生量は約6,900万トンと推計されており、膨大な量の災害廃棄物は、生活再建の第1歩となるその処理に長期の時間を要し、復旧・復興の妨げとなることが予想されるほか、復興には幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に加え、事業に多大な労力と時間を要することから、迅速かつ円滑な復旧・復興を可能にするため、事前復興の取組が重要となります。

南海トラフ地震により大規模な被害が想定される地域においては、命を守る対策である津波対策や、それらの対策の実効性の前提となる住宅をはじめとする建築物等の耐震対策に、優先的に投資していく必要があります。また、令和元年5月に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」の運用を開始し、令和6年8月には、日向灘を震源とする地震(M7.1)の発生を受け、初めて南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意を発表しました。国民の命を守るためにはこの情報が発表された際の防災対応を早急に進めていく必要があります。

【具体的な提言事項】

(1) 災害に備える

①「国家的プロジェクト」としての地震防災対策の推進

地震防災対策を「国家的プロジェクト」として位置づけ、医療救護体制の強化など多くの課題に専属的に取り組む部署を設置し、専門家や地方の意見も取り入れながら、効果的な被害軽減対策を推進するための研究や対策を前倒して推進すること。

②四国地域全体の地震観測体制の強化

四国地域全体の地震及び津波の調査・観測・伝達体制の強化を図ること。特に、紀伊半島沖から日向灘周辺に地震・津波観測監視システムを整備後、地震の発生メカニズムの理解の進展や発生予測の高度化につなげる調査・観測・伝達体制を早急に整備すること。

③地震発生時に迅速かつ的確な災害応急対策活動が実施できる体制の整備及び国主催の広域的な地震災害対応訓練の実施

地震発生時に迅速かつ的確な災害応急対策活動が実施できるよう、活動体制を整備するとともに、四国全体を対象とした国主催の広域的な地震災害対応訓練を実施すること。

④従来の発想にとらわれない「防災・減災対策」の推進

高速道路盛土のり面の「陸の防潮堤」・「避難場所」としての活用や、高台への避難路の整備、ケーブルテレビ網を活用した災害情報伝達システムの整備など、従来の発想にとらわれない防災・減災対策を推進すること。

特にハード面の整備においては、事前の対策により被害が抑えられるとの認識のもと、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、「第1次国土強靱化実施中期計画」の事業規模については今後5年間でおおむね20兆円強程度を最低限として、今後の資材価格・人件費高騰等を適切に反映させ、十分な予算を通常予算とは別枠で当初予算として確保するとともに社会資本整備関係予算の総枠を拡大し、地域の実情に応じた補助制度の創設・拡充を図ること。

⑤緊急防災・減災事業債の制度の拡充

緊急防災・減災事業債については、防災拠点の整備や耐震化、災害対応のための情報網の構築等に限定されている対象事業を、非常用備蓄の促進や孤立集落対策等、国土強靱化地域計画に位置付けている事業に幅広く、柔軟に適用できるように拡大すること。

また、市町村の指定避難所になっていない学校施設等についても、災害時における児童・生徒や教職員等の安全を確保するために必要な防災機能設備等の整備を対象とすること。

同事業債は令和12年度まで期限が延長されたところであるが、防災・減災対策に終わりはないため、地方の意見を十分に踏まえ、恒久化の検討を行うこと。

⑥事前復興に関連する法整備と包括的に支援する新たな交付金制度の創設

事前復興について、災害対策基本法をはじめとする関係法令の整備や国の計画に位置付ける等の制度設計を検討するとともに、地方の取組を総合的に支援する交付金などの支援制度を創設すること。

⑦防災対応の実効性を確保する体制づくり

南海トラフ地震臨時情報に関する国民の理解が深まるよう、国において継続的に啓発を行うとともに、自治体を実施する同情報の啓発に対する人的支援や財政支援の実施等の充実・強化を図り、「防災対応」の実効性を確保する体制づくりを行うこと。

⑧発災後の迅速かつ円滑な「廃棄物処理」実現のための支援の充実

発災後の迅速かつ円滑な「災害廃棄物及び避難所ごみやし尿の処理」を実現するため、収集運搬車両等の資機材及び仮置場の確保、仮設焼却施設の設置、都道府県を越えた広域処理体制の構築等、事前に具体的な検討ができるよう、災害廃棄物対策ブロック協議会の開催や、各種モデル事業の実施、広域合同訓練の実施、手引きの作成、仮置場の候補地の選定に向けた国有地のリストの提供等、効果的な市町村支援を充実させること。

⑨国による主体的な防災物資の配備及び全国的な支援体制の構築

大規模災害時、自衛隊の防衛装備品と同様に、国による主体的な物資の配備を行うとともに、被災地にトイレカーやランドリーカー、シャワーカー等を全国から支援し配備できるよう令和7年度に開始したD-T-R-A-C-E（災害対応車両検索システム）の有効活用やさらなる拡充に引き続き取り組むこと。

⑩防災力強化総合交付金の対象経費の拡充・地方負担の軽減及び予算の確保

避難所の生活環境の改善を図るため、防災力強化総合交付金の対象経費の拡充及び地方負担の軽減を行った上で、災害関連死の防止等に向けた避難所の生活環境の更なる改善を行うために、十分な予算を確保すること。

⑪地方公務員土木職及び建設産業の人材確保のための処遇改善等

南海トラフ地震などの事前防災・減災対策として国土強靱化を着実に推進するだけでなく、事中・事後対策においても被害軽減や早期の復興等の先頭に立つ地方公務員土木職やその担い手となる建設産業の人材を確保するため、国において、処遇改善につながる地方財政措置の充実強化や担い手確保のための支援を図ること。

(2) 揺れに備える

①公共施設の耐震性の向上等による震災に強いまちづくりの整備

南海トラフ地震の発生を念頭に置いた震災に強いまちづくりのため、各種公共施設の耐震性の向上やため池防災・減災対策としての老朽ため池の整備促進及び耐震診断やため池の耐震化整備、さらにはハード整備と併せたハザードマップの作成などへの必要な予算を確保すること。あわせて、海岸保全施設・津波の遡上が予想される河川の堤防・津波避難施設・防災情報伝達設備の整備、緊急輸送道路確保のための道路整備及び橋梁・法面等の強靱化、耐震強化岸壁等の港湾、漁港の整備や土砂災害からの保全、重要なライフラインである上下水道施設の耐震化、特に命の道としての「四国8の字ネットワーク」の整備促進、緊急輸送や救命活動拠点等としての空港の耐震化促進、河川・海岸堤防や防波堤の耐震化・粘り強い構造化等、既存施設の維持や改良を含む施設整備の推進について、東日本大震災を踏まえた最新の知見に基づき行うとともに、総合的かつ計画的な施設整備の実施を図るため、予算の重点配分を行うこと。

さらには、人の命を守り、被災すれば必要となる莫大な復興費を縮減する観点からも、巨大地震・津波に備えるための事前防災に必要となる財源を確実に確保する

こと。

②公立小・中学校等施設（プールを含む）の老朽化対策、耐震化等の国土強靱化の推進に係る補助制度の拡充及び公立高等学校等施設に係る財政支援制度の創設

公立小・中学校等施設（プールを含む）の老朽化対策、耐震化等の国土強靱化の推進に係る補助制度の拡充を図り必要な財源を確保するとともに、公立高等学校等施設については、公立小・中学校等施設と同様の財政的支援制度を創設すること。特に、非構造部材の耐震対策について、国において十分な支援を行うこと。

③私立学校施設の耐震化に係る補助制度の拡充・延長及び必要な財源の確保

私立学校施設の耐震化に係る補助制度のさらなる拡充・延長と必要な財源を確保すること。

④自治体を実施する住宅の耐震改修助成制度への補助制度の拡充

耐震性が不足している住宅の耐震性確保をより一層促進するため、耐震改修や簡易な耐震改修と併せて行うリフォームや火災予防対策を防災・安全交付金の基幹事業の対象とすること。

⑤水道施設の震災対策の推進

水道の震災対策として、基幹管路及び配水池や浄水場などの基幹施設、また、災害時に重要な拠点となる施設（医療機関、避難所等）への供給ラインの耐震化を促進するため、必要な施策を講じること。

特に、水道施設耐震化事業に対する交付金の採択基準については、四国全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることを踏まえ、全水道事業体に対し、資本単価をはじめとする各種要件の撤廃と交付率の嵩上げを図るとともに、下水道等の公共インフラと同様に、必要な財政措置を拡充すること。また、水道施設等の耐災害性を強化するため、令和7年6月策定の「第1次国土強靱化実施中期計画」において国が掲げた「令和12年度までに水道の急所施設である導入管・送水管の耐震化完了率59%という数字」の目標を達成するため、補助対象の一層の拡大のほか、対策期間完了後においても、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保して、継続的に取り組み、水道施設の震災対策を推進すること。

⑥終了した医療施設耐震化臨時特例交付金と同様の継続的な助成制度の新たな創設

災害時に重要な役割を果たす医療機関の耐震化や津波対策のための移転改築等を促進するため、平成24年度まで予算化されていた医療施設耐震化臨時特例交付金と同様の継続的な助成制度を新たに創設すること。また、医療提供体制施設整備交付金（医療施設等耐震整備事業）に必要な財源を安定的に確保するとともに、補助基準額や対象となる構造耐震指標値を引き上げ、有床診療所も補助対象とすること。

(3) 津波に備える

①津波発生時における避難路等の整備事業に対する補助制度の拡充

津波発生時における適切な避難先を早急に確保するため、集落の避難路等の整備について、防災・安全交付金の予算を拡充すること。

②社会福祉施設等の近辺における津波に強い避難施設の整備促進

高齢者・障がい者等の災害時要配慮者及び避難に時間を要する子どもが入・通所

する社会福祉施設等の耐震化や高台移転に十分な支援を行うとともに、周辺地域における津波に強い避難施設の整備が加速化するよう、必要な施策を講じること。

③医療機関が単独で高台移転等可能な助成制度の創設

津波浸水地域にある医療機関が、早期にかつできるだけ少ない負担で高台等に移転できるよう、地域住民の合意などに時間を要する集団移転促進事業とは別の枠組みで、病院が単独で高台等に移転できる新たな助成制度を創設すること。

(4) 火災に備える

①石油やガスの2次基地等における施設の耐災化に係る補助事業の創設・拡充

石油精製・元売会社系列以外の中小事業所が設置している油槽所の耐災化を推進するため、「石油コンビナートの生産性向上及び強靱化推進事業」の補助対象を中小企業にも拡充すること。

また、ガス事業者が設置している施設の耐災化を推進するため、令和2年度で終了した「高圧ガス設備の耐震補強支援事業」と同様の支援事業を創設するとともに、その補助対象に中小企業も含めること。

あわせて、地方自治体等が防護柵整備などの津波対策を行うために補助事業を拡充すること。

(5) 早期の救助救出と救護を行う

①DMAT（災害派遣医療チーム）の計画的な養成及びDPAT（災害派遣精神医療チーム）等の整備促進に係る支援

災害急性期には多くの災害医療従事者が必要となるため、医療救護活動の中心的役割を担うDMAT（災害派遣医療チーム）については、想定される負傷者数などの定量的な分析に基づいて、国としての「目標」を定めて、計画的に養成するとともに、都道府県が実施する研修を修了した者を対象とした研修枠（4日→2.5日に短縮）や欠員補充のための個人枠などのDMAT研修枠をさらに拡充すること。また、各都道府県において整備することとなっているDPAT（災害派遣精神医療チーム）、DWA T（災害派遣福祉チーム）、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）及び災害支援ナースについても、財政的支援及び研修体制の確立を行うこと。

②長期かつ広域的な救護体制の構築

大規模災害発生時に、被災地以外の都道府県からの広域的な支援を被災地が適切に受援できるよう、DMATの組織的な編成・運用など、総合的な調整を行う体制を構築すること。

また、福祉避難所の運営支援や、社会福祉施設の早期事業再開の支援には、被災地外から組織的に人的支援を実施する必要があるため、DWA Tの活動内容の拡充と合わせて、国が主導する総合的な派遣調整体制を構築すること。

併せて、発災直後の救命に重点をおいたこれまでの災害医療体制に加え、被災地域の医療機関の継続的な活動への支援や、避難所等における被災者の健康状態の悪化への対応など、医療・保健・福祉が連携した長期にわたる、広域的な被災者への支援体制を早急に構築すること。

③情報通信手段や自家発電機、医療用水等の確保に係る支援

大規模災害発生時にはライフラインの途絶や道路等の寸断により、孤立する医療機関が数多く発生することが予想されることから、衛星携帯電話などの情報通信手段の確保や、医療機能を維持する上で不可欠となる自家発電機や医療用水等の確保のための支援措置を災害拠点病院に止まることなく講じること。また、人工呼吸器患者にとって停電は命に関わることから、当該患者が自宅で非常用電源を保有できるように支援制度を構築すること。

④医療救護所に必要な資機材の整備や診療機能を備えた医療モジュールの迅速な展開

より負傷者に身近な医療救護活動の場となる医療救護所や医療機関のほか、地域の防災拠点等への必要に応じた資機材の整備を支援するとともに、重症患者への対応も可能な医療モジュールとその運営人材を迅速に展開できるよう、早急に体制を構築すること。

⑤外傷初期対応研修の制度創設及び応急手当講習の拡充支援

地域の全ての人材に医療救護活動への参画が求められることから、全ての医療従事者に外傷初期対応の研修機会を提供する全国的な制度の創設や、一般住民向けの応急手当講習の拡充に向けた支援を行うこと。

⑥災害時の医療救護活動に必要な医薬品等の確保、供給体制の検討及び医薬品等の備蓄に係る費用に対する財政支援

災害時の医療救護活動に必要な医薬品等が迅速に供給されるよう、医薬品等の備蓄品目の見直しや、医薬品の生産拠点が被災する可能性等も考慮した供給・流通の確保などを国において検討するとともに、医薬品等の備蓄に係る費用への支援措置を講じること。

⑦中山間地等における孤立化対策に係る補助制度の創設等の財政支援

中山間地等における孤立化対策として、ヘリコプター駐機スペースの確保等の事業を実施する自治体に対して、補助制度を創設するなど、財政支援を図ること。

⑧迅速・的確な警察活動を実施するための施設・資機材の整備及び警察通信機能維持のために必要な財政措置の拡充

大規模災害発生時に、被災状況等の情報収集、被災者の避難誘導・救出救助、行方不明者の捜索、交通対策等の災害警備活動及び治安維持活動等を迅速・的確に実施するため、その拠点となる警察施設及び災害警備活動用の装備資機材のさらなる整備を図るとともに、各行政機関との連携に不可欠な警察通信機能を維持するために必要な財政措置を拡充すること。

(6) 被災者や被災地の支援を行う

①応援職員の派遣時における費用負担の明確化と財政措置

被災自治体に対して応援職員を派遣した場合の国、被災自治体、応援自治体間の費用負担のあり方を明確化し、各自治体に対して十分な財政措置を講じること。

②在宅の要配慮者に対する支援活動への財政支援

被害にあった都道府県からの要請の有無に関わらず、地方自治体が、社会福祉施設の介護職員等を募り、被害にあった都道府県で、在宅の要配慮者に対して介護等の支援活動を行った場合には、支援に要した人件費・交通費・滞在費等の経費を国において負担するよう財政上の支援措置を講じること。

4 水害・越波・土砂災害等に対する災害予防対策について

水害・越波・土砂災害等の未然防止や軽減を図るため、災害復旧や再度災害防止の対策のみならず、災害予防対策が確実に実施できる仕組みを構築すること。

【背景理由等】

四国地方では、平成30年7月の豪雨により、激甚な水害・土砂災害が発生し、幾多の生命と財産が失われました。近年、平成16年、17年、23年、26年、29年、30年、令和2年と相次ぐ台風の襲来や集中豪雨など、地球規模の気候変動による異常豪雨の発生は増加傾向にあり、水害・越波・土砂災害の発生が今後さらに多くなる恐れがあります。

特に、四国においては、人口一人あたりの水害被害額は、全国平均を大きく上回るにもかかわらず、必要な河川整備は十分実施されていない状況であります。また、ゲリラ豪雨など、市街地に降った雨水を排除する内水排除のための下水道整備も必要とされているほか、海岸堤防においては、浸食された海岸の越波被害が増大するなど整備の必要な海岸への対応が遅れています。

このような状態が続けば、我々が目指す安全で安心な国土づくりにも大きな障害となる恐れがあります。また、被災箇所の後追いの対応に追われ、災害対策の基本である予防対策もままならない状況になっています。さらに、平成30年7月豪雨では、災害時の応急復旧に対応できる設備をあらかじめ準備しておく必要性が明らかになったところです。

河川・ダム・上下水道・海岸・港湾・漁港・砂防・治山事業等は、水害・越波・土砂災害・山地災害から国民の生命と財産を守り、経済・社会活動の基盤となるものであり、その推進は国の最も重要な責務の一つであります。

災害復旧対応や再度災害の防止・軽減のための対策にとどまることなく、災害対策の基本である予防対策として、河川・ダム・上下水道・海岸・港湾・漁港・砂防・治山事業やため池整備事業を確実に実施するための仕組みづくりと併せて、近年、多発する流木災害対策の促進を図る必要があります。

【具体的な提言事項】

(1) 災害防止に必要な予算の確保により、予防対策が確実に実施できる仕組みの構築

水害や越波、土砂災害、山地災害の未然防止や軽減を図り、安全・安心な国土づくりのため、再度災害防止に必要な緊急事業を実施するための予算を災害予防に係る予算とは別枠として確保することにより、災害予防の基本である予防対策が確実に実施できる仕組みを構築すること。

(2) 四国における河川改修事業・ダム事業・上下水道事業・海岸事業・港湾事業・漁港事業・砂防事業・治山事業・ため池整備事業等の早期整備

頻発化・激甚化する自然災害に対する国土強靱化の取組を継続的に実施していく

ため、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、「実施中期計画」の事業規模について今後5年間でおおむね20兆円強程度を最低限として、今後の資材価格・人件費高騰等を適切に反映させ、十分な予算を通常予算とは別枠で当初予算として確保するとともに社会資本整備関係予算の総枠を拡大し、地域の実情に応じた補助制度の創設・拡充を図ること。

(3) 水道事業の防災対策に係る財源確保及び災害時における浄水機能の早期復旧への対応

ライフラインの一つである水道事業は、平成30年7月豪雨で浄水場等が被災した結果、長期間の断水を余儀なくされ、早期かつ継続的な耐災害性強化対策の必要性が明らかになったことから、令和7年6月策定の「第1次国土強靱化実施中期計画」にもとづく、水道施設の停電・土砂災害・浸水災害対策及び水道施設・管路の耐震化をさらに加速化・進化させるため、資本単価をはじめ各種要件の撤廃や交付率の嵩上げなどの財政支援を拡充するとともに、下水道等他の公共インフラと同様に必要な財政措置を拡充すること。また、補助対象の一層の拡大のほか、対策期間完了後においても、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保して、継続的に取り組むこと。

また、甚大な災害に備えて、浄水機器等を応急的に提供できる支援体制を整備すること。

(4) 様々な手法による効果的な災害予防の推進

土地利用規制と家屋の移転補償を組み合わせるなど、様々な手法を駆使し、費用対効果の高い災害予防を推進すること。

5 地方税財源の充実・強化について

地方が物価高や全国的な賃上げを踏まえつつ、社会保障関係経費の自然増に加え、大規模災害への対策やこども・子育て政策の強化、デジタル変革の加速、地域経済の活性化、担い手確保対策などの財政需要に対応し、自立的、安定的な行財政運営ができるよう、地方財政計画を適正に策定するとともに、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を確保すること。

特に、地方交付税の総額の持続的な確保に加えて、条件不利地域や財政力の弱い団体への配慮とともに、地域間の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に向けて引き続き取り組むこと。

また、「地域未来交付金（地域未来推進型）」は、従来の取組の隘路に対応し、地域独自の地場産業の更なる付加価値向上や販路開拓等を支援するための施策や取組などに自由度高くかつ継続的に活用できるものとするとともに、小規模自治体においても無理なく活用できるよう、事業立案段階での伴走支援を行うこと。なお、当交付金においては、交付上限額が設定されており、事業効果の最大化が阻害されていることから、上限を撤廃し、各自治体における積極的な事業実施を妨げない制度とすること。また、地方負担分については、確実に地方財政措置を講じること。

【背景理由等】

四国4県では、財政の健全化に向け、人件費の抑制、事務事業の抜本的な見直しによる歳出削減など、徹底した行財政改革に取り組むとともに、自主的な市町村合併を推進するなど、地方分権時代にふさわしい行政体制の整備を進めてきました。

現在、我が国において、社会保障制度改革等への対応や、地方創生に向けた取組が進められている中で、地方においては、人口減少、少子高齢化、厳しい雇用情勢、物価の高騰や疲弊した地域経済などへの対策に、厳しい行革によって得られた財源などを有効に活用し、懸命に努力しているところです。

また、地方法人課税については、令和元年度税制改正により、地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくため、税源の偏在を是正する新たな恒久的な措置として、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税が創設されました。

また、令和8年度与党税制改正大綱において、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和9年度税制改正において結論を得るとされたところです。

なお、収入金額課税については、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受託している原子力発電所をはじめとする大規模発電施設に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持すべきです。

【具体的な提言事項】

(1) 新興感染症対策・物価高騰対策のための十分な財源の確保

新型コロナウイルスの5類移行後、社会経済活動が正常化する一方、物価高騰の収束が見通せない中、地域経済を立て直すためには、各地域の実情に応じた社会経済対策が今後も必要である。

特に、これまでの物価高騰対策では、国による様々な支援に連動する形で、地方においても物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、各地域の実情に応じたきめ細かい支援を実施してきた。このことを踏まえ、今後、国が新たな物価高騰対策を実施する際には、地方においても各地域の実情に応じたきめ細かい支援を引き続き実施するため、国で統一的に対策を講じるべきものと地方の実情に応じて対応すべきものの役割分担を整理した上で、今後の経済状況に応じて、交付金の追加交付を機動的に行うなど、都道府県が実施する幅広い事業に対し、時機を失することなく、必要な財政措置を十分に講じること。

また、新興感染症に備え、都道府県で行うこととされている個人防護具の備蓄に要する経費について、確実な予算措置を行うこと。

(2) 地方創生や地域未来戦略を進めるための十分な財源の確保

地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、令和7年度補正予算において創設された「地域未来交付金」を引き続いて措置するとともに、十分な予算額を確保すること。

「地域未来交付金（地域未来推進型）」は、地域独自の地場産業の更なる付加価値向上や販路開拓等を支援するためのソフト事業や拠点整備事業等に活用できる制度となっているが、その活用に当たっては、自由度が高くかつ継続的に活用できるものとするとともに、小規模自治体においても無理なく活用できるよう、事業立案段階での伴走支援を行うこと。このうち、ソフト事業や拠点整備事業の効果を最大限発揮するためには、道路整備や林道整備をはじめとする「インフラ整備」が必要不可欠となるが、当交付金においては、交付上限額（県：総額50億・単年10億、市町村：総額10億・単年2億）が設定されており、事業効果の最大化が阻害されていることから、上限を撤廃し、各自治体における積極的な事業実施を妨げない制度とすること。また、地方負担分については、確実に地方財政措置を講じること。

また、いわゆる教育無償化については、令和9年度以降の地方負担について国で恒久的な財源を確保し、別枠で一般財源総額の増額確保を図ることはもとより、公立高校における生徒数の減少や私学無償化に対応し、四国各県をはじめとする地方の高校における多様で質の高い教育の実現に向けて、各都道府県において、専門高校の機能強化・高度化、普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化、地理的アクセス・多様な学びの確保をはじめとする高校教育改革を実行していくための、ハード（施設・設備）整備及びソフト（人員・指導体制）充実を推進する新たな交付金制度を創設すること。

(3) 地方財政計画の適正な策定

地方財政計画の策定に当たっては、地方財政対策についての事前の地方への情報提供と説明の徹底を図ること。また、南海トラフ地震に備えた緊急防災・減災対策や地域経済の活性化対策、地方創生に向けた人口減少対策、公共施設等の老朽化対策、大幅に増加している社会保障関係経費や物価高騰の影響など、地方の財政需要を確実に反映させ、適切に策定すること。

特に、地方の歳出は、社会保障関係経費の自然増などを給与関係経費や投資的経費の削減努力などで補ってきており、従来のような歳出削減は極めて困難な状況にあることを踏まえ、国の赤字解消のために、効率化重視の視点のみでの歳出改革は行わないこと。

また、地方交付税の算定に当たっては、少子高齢化等が進行している自治体に重点的に配分される「地域社会再生事業費」の考え方を継続・充実するなど、条件不利地域や財政力の弱い団体の実情を十分に踏まえた財源措置を行うこと。併せて、過疎地域の住民福祉の向上及び地域格差の是正並びに辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、過疎対策事業債及び辺地対策事業債の必要額を確保すること。

(4) 安定的な地方税体系の構築の推進

令和8年度税制改正において、ガソリン税及び軽油引取税の当分の間税率の廃止、自動車税環境性能割の廃止、「年収の壁」に係る個人住民税の給与所得控除最低保障額の引き上げなど、大幅な税制上の減税措置が講じられた。

また、消費税及び地方消費税の減税については、今後の国会審議における主要な論点の一つとして議論される見通しである。

地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、こうした地方税財政に大きな影響を及ぼす見直しがなされる場合は、国の責任において代替となる恒久財源を適切に確保するとともに、引き続き、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図ること。

(5) こども・子育て政策の強化を進めるための財政措置

全国一律のこども医療費助成制度の創設や不妊治療の保険適用範囲の拡大、幼児教育・保育の完全無償化、学校給食費の無償化等の実現にあたっては、原則、ナショナルスタンダードとして国の責任と財源により必要な措置を講じ、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

また、高校授業料の無償化に伴う高等学校等就学支援金の令和9年度以降の地方負担分については、国において恒久的な財源を確保すること。

(6) 「地方創生推進費」と「地域デジタル社会推進費」の拡充・継続

「地方創生推進費」と「地域デジタル社会推進費」を拡充・継続すること。併せて地方の意見を十分に踏まえながら、地域の実情やデジタル化の必要度が適正に反映される算定方法とすること。

(7) 地球温暖化対策と気候変動の影響への適応策のための地方財源の確保・充実

「脱炭素化推進事業債」については、地方単独事業を対象としているが、地域の取組を加速化させるため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の地方負担分を対象に追加するなど、さらなる充実・弾力的運用を行うこと。

(8) 地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定に当たっての地方からの意見の反映及び必要な行政サービス水準を確保できる財源の確実な措置

地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定や、国が地方に対して新たな事務事業の義務付け等を行う場合には、地方自治の本旨及び地方分権の基本理念に即して、地方公共団体の意見を積極的に反映するとともに、自主財源が乏しい地方公共団体においても必要な行政サービス水準を確保するための実質的な財源を確実に措置すること。

特に、南海トラフ地震などの事前防災・減災対策として国土強靱化を着実に推進するだけでなく、事中・事後対策においても被害軽減や早期の復興等の先頭に立つことで行政サービス水準を確保している地方公務員土木職の人材を確保するため、国において、地方公務員土木職の処遇改善が図られるよう地方財政措置の充実強化を図ること。

(9) 合併市町村への十分な支援

合併した市町村に対して十分な支援措置を講じること。また、普通交付税の算定にあっては、とりわけ広域化・多様化した合併市町村において生じている周辺旧町村地域の活性化等のための行政需要等を適切に反映した算定方法とすること。

(10) エネルギー価格の高騰対策の拡充

物価高騰は全国的な課題であり、都道府県単位での対応には限界があることから、国民生活や社会経済活動の基盤となる電気やガス、燃料油などの価格の安定に向けて、国が引き続き機動的に対策を行うとともに、価格高騰の状況に応じて、LPガスなどを含め支援の拡充等を行うこと。特に、電気料金の改定申請に対しては、厳格かつ丁寧な審査を行うとともに、電気料金の抑制に向けた取組をさらに進めること。

また、短期的な負担軽減策だけではなく、将来にわたり効果が持続するよう中長期的な取組に対する一層の支援を行うこと。

(11) 地方公務員の定年引き上げ及び教師の処遇改善に係る適切な財政措置

令和5年度から導入された地方公務員の定年年齢の引き上げの円滑な制度移行において、地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。特に、定年引き上げ後の60歳超職員の給与との均衡から暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の適切な処遇確保に向けて必要な検討及び地方財政措置を講じるとともに、定年年齢の引上げ期間中も行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制を確保する観点から、真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために、人件費が増加する場合等においても、地方財政措置を講じ

ること。また、令和7年度から令和12年度にかけて引き上げられることとなった教職調整額についても、地方に新たな財政負担が生じないように、確実に所要の地方財政措置を講じること。

(12) 地域医療体制の充実・確保に向けた適切な財政措置

令和8年度の診療報酬改定では、12年ぶりのプラス改定となったが、これまでの社会経済情勢の変化により、自治体病院の経営の健全性は著しく低下しており、今後も物価高騰や人件費の上昇が見込まれる中、健全化を促進し、安定化を図るため、診療報酬の引き上げとともに、自治体病院に対して令和8年度補正予算において補助金による機動的な対応などの財政支援を講じること。

また、政策的医療について、これまでの繰出金の水準では病院経営を支えられない状況となっている。令和8年度においては、病院事業会計への繰出金に対する地方財政措置の充実が図られたが、地域医療における最後の砦としての機能を維持するためにも、更に地方財政措置を拡充すること。

医療の先進性を確保し、県民医療の充実を図るため、高度医療・先進的医療のための医療器械の更新等について、リース等の購入以外の手法により調達ができるよう、適切な地方財政措置を講じること。

6 行政内部のデジタル人材の育成・確保について

行政内部のデジタル人材の効率的・効果的な育成・確保を図るため、国と地方自治体間や地方自治体相互における、人材をシェアするための流動性を高める仕組みづくりを行うとともに、対話や人事交流を通じて広域で連携した人材育成を促進し、人材育成のノウハウやコンテンツを共有する仕組みを充実させること。

【背景理由等】

行政内部のデジタル人材の育成・確保に当たっては、国・地方自治体で人材に偏在があるため、職員のキャリアプランや育児・介護などのライフプランに配慮しつつ、国と地方自治体間や地方自治体相互において、人材をシェアする観点が必要であり、国において人材の流動性を高める仕組みづくりがなされることが必要である。さらに、国や地方自治体間での対話や人事交流の実施、ノウハウやコンテンツを共有することで、より効果的・効率的な人材育成・確保が可能になると考える。

【具体的な提言事項】

(1) 行政内部のデジタル人材の育成・確保

各都道府県で一定程度水準のデジタル人材が育成・確保されるよう、たとえば、すでに可能とされている採用（いわゆる割愛採用等を含む）、派遣等の仕組みを整理し、活用しやすくする、自治体間の異動の参考となるよう、自治大学校等国の研修機関のもとでデジタルトランスフォーメーションに係る能力等を可視化する仕組み（国の差配のもとで民間の仕組みを活用することも想定しうる。）を設ける、国が音頭をとり人材プラットフォーム（現在都道府県において構築が求められている人材プールの内部人材に係る全国版を想定）を構築する、など国と地方自治体間や地方自治体相互において人材をシェアするための流動性を高める仕組みを構築すること。また、国や地方自治体間の職員同士による対話の機会創出や人事交流を通じて人材育成を促進するとともに、効果的な人材育成のノウハウや優れたコンテンツを共有する仕組みを充実させ、国のデジタル人材育成研修の内容の共有や講師の紹介を行うといった情報提供などを行うこと。

7 「産官学の四国移転と創生」の実現

「産官学の四国移転と創生」をこれまで以上に推進すること。

【背景理由等】

日本の明るい未来を切り拓いていくためには、「人口減少の克服」と「東京一極集中の是正」に一刻の猶予も許されないとの共通認識のもと、四国4県は、創意工夫を凝らした地方創生の取組を推進しています。

政府関係機関の地方移転は、企業の本社機能の地方移転を促す起爆剤であるとともに、現場主義による「国民目線に立った政策企画」の強化や、国・地方双方の研究力の強化や研究機関の集積による産業の活性化などにつながるものであり、四国各県民をはじめ国民の期待はきわめて大きいと考えており、政府機関等の四国移転をこれまで以上に推進し、地方創生の加速につなげる必要があります。

あわせて、政府関係機関だけでなく、企業や大学についてもより強力に地方移転を進め、東京一極集中の是正を抜本的に進める必要があります。

【具体的な提言事項】

(1) 「産官学の四国移転」の促進及び地方における定着・機能発揮の支援

国においては、大学、企業、政府関係機関等の地方移転促進策の抜本強化に向け、省庁横断的な推進体制のもと具体的に検討すること。

あわせて、既に移転が完了している各政府関係機関等については、地方の課題解決に資する機能が十分発揮されるよう、各県との連携に必要な予算確保等の支援を引き続き行うこと。

(2) 地方大学の定員増、企業の地方移転に向けた税制優遇の強化、地方経済の活性化支援

国においては、当面の対策として、地方大学の定員増、企業の地方移転に向けた税制優遇の強化のほか、若者に魅力ある仕事の創出に向けてデジタル化等を通じた地方経済の活性化支援を図ること。

8 地方分権改革の推進について

日本国憲法の国民主権の理念の下、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための地方分権改革を推進すること。

【背景理由等】

政府においては、内閣総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部を内閣に設置し、併せて専門的かつ実務的な議論を行う「有識者会議」を担当大臣の下に設置して、地方分権の推進体制を整えるとともに、平成26年から提案募集方式を導入し、地方からの提案内容を踏まえ、国から地方への事務・権限の移譲等を行うなど、地方分権改革に政府一丸となって取り組む姿勢を明確にしています。

広範にわたる地方分権改革の実現に向けた取組はまだ道半ばであり、今後、四国が真に自立した個性的な地域づくりを行っていくためには、国と地方が十分な協議を行い、関係省庁の誠意ある対応を確保しながら、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、それぞれの担う役割に応じた税財源のあり方を見直すなど、さらなる改革を推進していく必要があります。

【具体的な提言事項】

(1) 実効性のある「国と地方の協議の場」の実施

地方自治に影響を及ぼす国の政策の立案や見直しにあたっては、法定された「国と地方の協議の場」を実効ある仕組みとして最大限有効に活用し、国と地方が対等の立場で真摯に協議を行うこと。

また、その際には政策の企画立案段階から実質的な協議を行うための分科会も積極的に活用するなど、真の地方分権改革につながる政策決定システムを通じて、国の政策に地域の実情を熟知する地方の意見を的確に反映させること。

(2) 地方分権改革の理念に沿った国と地方の役割分担の見直し及び国から地方への事務・事業、権限、財源の一体的な移譲の推進

地方分権改革の理念に沿い、国と地方の役割分担の徹底的な見直しを行うとともに、住民に身近な事務は地方で総合的に担えるよう、事務・事業、権限、財源の一体的な移譲を推進すること。

(3) 提案募集方式における適切なフォローアップの実施

平成26年からの提案募集方式における地方からの提案等のうち、「検討を行う」とされているものについて、国において適切なフォローアップを実施するとともに、「実現できなかったもの」について、対応済みとして整理するのではなく、再度提案があった場合はその実現に向けて積極的に検討すること。

また、地方が直接、事務処理に関係しない事項であっても、地域が創意工夫あふれる施策が展開できるよう、地方創生の観点から広く「提案募集」の対象とするこ

と。

さらに、今後の提案募集においては、地方から提示された支障事例等を踏まえ、国が十分に立証責任を果たし、可能な限り地方の提案を実現できるよう努めること。

(4) 地方に対する法令による事務の義務付け・枠付け及び関与の廃止・縮小並びに一層の規制改革の推進

地方の自主性・裁量性を拡大し、地域の特性に応じて事務執行が行えるよう、国の関与全般をチェックする組織的な仕組みの創設について検討するとともに、さらなる「義務付け・枠付けの見直し」を行うこと。

特に、国が積極的に計画等の策定の見直しに取り組むことも含め、計画策定等を規定する法令等の見直しや、計画の統廃合、他団体との共同策定を可能とするなどの見直しを行うこと。

また、地方の効率的な行財政運営や政策目標の達成を阻害している規制についても、廃止や大幅な緩和を図るなど、一層の規制改革を推進すること。

(5) 地方が自らの責任で効率的な自治体経営を行うことができる地方税財政制度の整備

国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の一体的改革と税源の偏在是正策とは、一体不可分のものとして取り扱い、地方が自らの責任で効率的な自治体経営を行うことができる地方税財政制度の整備を図ること。

9 参議院議員選挙における合区の解消について

憲法改正等の抜本的な対応により、各都道府県から少なくとも1人の代表が選出されるよう、合区を確実に解消すること。

【背景理由等】

我が国では、大日本帝国憲法の制定にあわせて府県制が整備されて以降、都道府県が住民の意思や意見を集約する民主主義の基盤としての役割を担ってきました。

こうした背景のもと、参議院においては、創設時から一貫して都道府県を単位として代表を選出し、地方の声を国政に届けるという重要な役割を果たしてきたところです。

しかし、平成28年7月の参議院議員選挙において、憲政史上初めて「合区選挙」が執行され、「投票率の著しい低下」など様々な弊害が顕在化しました。特に、自県を代表する議員を選出できなかった県民からは大きな失望の声が上がり、国民の参政権にも大きく影響を及ぼす事態を引き起こしました。

これを受け、四国知事会においては、平成29年度以降毎年、合区の解消に関する緊急提言を決議し、国に対する提言活動を実施してきました。

さらに、全国知事会をはじめとする「地方六団体」においても、全ての団体において「合区解消」や「参議院選挙制度改革」に関する決議を行うなど、地方の切実な思いを国に訴えてきたところです。

その結果、平成30年7月に成立した改正公職選挙法により、「各都道府県の代表が選出されない事態を回避する」という緊急避難措置が講じられたものの、合区の解消には至っていません。

こうした中、令和7年7月に4度目となる合区による通常選挙が実施されたところ、合区構成県においては、鳥取・島根選挙区の投票率は前回は上回っているものの、合区導入以前と比較すると低い水準のままであり、徳島・高知選挙区では、徳島県が3回連続で全国最下位を記録するなど、合区に起因する弊害が常態化し、深刻度は年々増しています。

合区制度では、合区した県の間で利害が対立するような問題が生じた場合、国政に両県民の意思を反映していくことが難しくなります。また、今後、合区対象県は4県にとどまらず、さらに拡大していくおそれがあり、その結果、地方創生や人口減少対策などの国政の重要課題の解決において、人口減少に直面している地方の実情が国政へ反映しにくくなる状況が生じます。

このまま国での議論が停滞し、合区問題への対応が遅れることは、我が国の民主主義の根幹を揺るがす合区制度の固定化はもとより、合区対象地域のさらなる拡大につながる可能性があり、絶対に避けなければなりません。

令和7年7月に行われた参議院議員通常選挙を巡る「一票の較差」訴訟では違憲状態とする高裁判決が過半数を超えるなど、「較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題というべき」状況に変わりはなく、今後は合区の拡大にとどまらず、選挙制度自体を大きく変更しなければならない事態も想定されます。

参議院改革協議会の専門委員会においても議論が進められましたが、令和6年6月にとりまとめられた報告書では、合区の不合理は解消すべきとする意見が大勢であるものの、具体的な選挙制度の枠組みについては各政党で意見が異なるため、現時点では意見の集約が困難とされ、引き続き検討を続けることとさ

れました。

合区を解消し、各都道府県から少なくとも1人の代表を選出するためには、憲法改正による対応はもとより、まずは、次回の参議院議員選挙に向けた時間的な制約も踏まえると、法改正による合区の解消も含めた具体的な議論を早急に進める必要があります。

【具体的な提言事項】

(1) 各都道府県から少なくとも1人の代表を選出するための合区解消

各都道府県から少なくとも1人の代表が選出され、地方の多様な意見が国政にしっかり反映されるよう、十分な国民的議論のもと、憲法改正等の抜本的な対応により合区を確実に解消すること。

10 持続可能で活力ある地域の創造について

南海トラフ地震に備えた事前防災・減災対策を早急に実施できるよう財政支援の充実を図るとともに、集落の維持・活性化に向けて、辺地指定の要件を緩和し、辺地対策事業債の対象にソフト事業を追加すること。

【背景理由等】

四国地方は、人口の減少や市町村合併により施設の統廃合が進み、廃校舎をはじめとする遊休公共施設が増加しています。

こうした中、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の解体撤去については、地方債の特例措置が講じられたところです。

しかしながら、南海トラフ地震の際に倒壊の恐れがある耐震性の低い遊休公共施設は、事前防災・減災の観点から早急に解体撤去を行う必要がありますが、過疎地域の市町村や過疎市町村を抱える都道府県は、財政状況が厳しく、十分対応できない状況にあります。

さらに、人口の減少等により、辺地の要件を満たさない集落が増加し、集落の存続が危ぶまれていることから、集落再生を実現するため、辺地指定の要件緩和とソフト面からの支援が必要であります。

【具体的な提言事項】

(1) 辺地の要件緩和

集落再生を実現するため、辺地指定の要件（辺地度数加算、人口要件）を緩和するとともに、辺地対策事業債の対象にソフト事業を追加すること。

11 地域における医師の確保対策について

地域において適切な医療を享受できる体制を整備するため、医師不足地域の医師確保対策を充実すること。

【背景理由等】

四国の各県においては、山間部や離島などのへき地のみならず、県庁所在地以外の医療機関を中心に依然として深刻な医師不足が続いており、医師確保対策が課題となっています。

このような中、国は、将来にわたり地域に必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、令和6年12月25日に「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を策定し、令和7年12月5日に改正医療法が成立した。

医師偏在是正に向けては、医師養成課程を通じた取組のほか、医師確保計画の実行性の確保、地域偏在対策における経済的インセンティブ、地域の医療機関の支え合いの仕組みなどの幅広い取組等を組み合わせ合わせた総合的な対策を進めることとしております。

一方、各取組の実施に関しては、実効性のある医師偏在対策となるよう、地域の実情を十分踏まえながら進めていただく必要があります。

【具体的な提言事項】

(1) 「重点医師偏在対策支援区域」における経済的インセンティブを実施するための必要な財源確保と適切な配分

各都道府県が地域の実情を踏まえ設定した「重点医師偏在対策支援区域」において、勤務医や派遣医師等への手当増額支援などの経済的インセンティブを適切に実施できるよう、国においては、都道府県ごとに予算額の上限を設定した配分を行うのではなく、必要な財源を確保した上で、地域の実情を十分に把握・分析し、適切に配分すること。

(2) 専門医資格の更新において比較的医師が少ない都道府県での勤務の義務化等実効性のある対策の構築

専門医資格の更新について、更新1期目までに最低1年間を医師が比較的少ない都道府県で勤務し診療実績が認定された場合は、更新に必要な講習の受講が一部免除となるが、1年間の勤務は義務ではないことから、当制度の効果は不透明である。医師養成課程を通じた偏在対策を推進するため、比較的医師が少ない都道府県で勤務することを義務とするなどの実効性のある対策を講じること。また「比較的医師が少ない都道府県での勤務」については、各県が策定した医師確保計画での医師少数区域等はもとより、周産期医療に携わる産科・小児科の医師など、地域での確保が困難な診療科を対象とするなど、地域の実情に即した制度設計とすること。

12 ドクターヘリの運航に対する支援及び医療提供体制推進事業費補助金制度の改善について

ドクターヘリの安定的な運航体制を確保するため、ドクターヘリ単独の恒久的で柔軟性の高い十分な財政支援制度を創設すること。また、運航に必要な人材確保・養成の取組を推進することや、ドクターヘリの運航が停止した場合のバックアップ体制を検討すること。加えて、救急医療や周産期医療など、地域医療の推進に不可欠な医療提供体制推進事業費補助金について、補助基準額に応じた交付がなされるよう制度を改善すること。

【背景理由等】

ドクターヘリの安定的な運航体制の確保については、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」において、「地域の実情を踏まえつつ全国的に整備することを目標（同法第3条第1項）としており、国の責任において推進されるべきものです。

ドクターヘリの運航経費については、県の財政負担が大きく、安定的な運航体制を確保するための十分な国の財政支援がなければ、ドクターヘリ事業の継続に重大な支障を来すことになります。また、令和7年度には、運航委託会社の整備士不足により、複数の都府県において、ドクターヘリの運航が一時的に停止する事態が生じており、全国的に不足する整備士や操縦士の確保は国で取り組むべき喫緊の課題となっています。

加えて、ドクターヘリの運航経費に係る「ドクターヘリ導入促進事業」は、「医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）」のメニューのひとつとなっており、国は、「ドクターヘリ導入促進事業」には100%配分したとしていますが、「医療提供体制推進事業費補助金」は、全体の必要額が確保されていません。

このため、ドクターヘリ事業を含む「医療提供体制推進事業費補助金」対象事業については、救急医療や周産期医療など、地域において良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供するために不可欠な事業であるにもかかわらず、県費での補填や事業の縮小・中止を余儀なくされています。

【具体的な提言事項】

（1）ドクターヘリの運航に対する支援

医療提供体制推進事業費補助金は、交付額が事業計画額を下回る状況が続いており、ドクターヘリの運航経費については、将来にわたって、国費分を確実に確保できるかどうか不透明な状況となっている。併せて、補助基準額については、機体価格の著しい上昇等に伴う運航委託料の増大が十分反映されておらず、そのうえ、格納庫等の維持管理費などの補助対象外経費も発生していることから、安定的な運航体制の確保ができるよう、恒久的かつ柔軟性の高い十分な財政支援制度を整備すること。

また、予期し得ない急激な燃料費の高騰に対しては、国庫補助の加算措置を設けるとともに、地方負担分には地方財政措置を講じること。

さらに、航空整備士・操縦士等の人材確保・養成等の取組を着実に推進すること。加えて、あらゆる事態を想定し、国全体でドクターヘリのバックアップ体制について、検討を進めること。

(2) 医療提供体制推進事業費補助金制度の改善

当該補助金については、地域医療の推進に不可欠な補助金であるため、補助基準額に応じた交付がなされるよう法律補助とするなど、同補助金制度の改善を図ること。

13 在宅医療及び介護との連携の推進について

山間部・中山間地域等、過疎化の進行や地理的条件から在宅医療を提供する事業者の経営が成り立ちにくい地域にあっても、在宅医療が選択できる制度設計を行うこと。

【背景理由等】

四国山地を有する四国地方は多くの山間部・中山間地域を抱えています。こうした地域では過疎化が進行している上、地理的条件から集落が点在し、道路事情の悪さや移動時間の長さなどにより訪問サービスの効率が悪くなっています。

現在の国の在宅医療・介護の支援制度は都市部を想定して設計されており、事業の効率的な運営が困難な地域では、在宅医療に必要な訪問看護ステーションなどの事業者の経営が成り立たない状況にあります。こうした地域にあっても、サービスが提供される仕組みづくりが必要です。

令和6年度介護報酬改定において、「特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域」が明確化されたものの、訪問看護ステーションから長時間移動をする場合の加算措置は、「移動時間の要件が1時間以上」という厳しい条件や、事業所の所在地による制限があり、効果的な制度となっていない状況があります。

また、令和8年診療報酬改定においては、住み慣れた地域での療養継続を支援するため、過疎地域等における移動負担の評価が見直され、従来の「移動時間1時間以上」に加え「移動+訪問看護提供の合計時間にも着目した評価（移動30分以上かつ移動・訪問看護提供合計2.5時間以上）」が認められたものの、短時間の訪問看護ではこの要件を満たすことが難しく、コスト高となる中山間地域等において、依然として加算が認められないケースがある状況となっています。

加えて、人口が密集し在宅医療・介護資源が豊富な都市部においては、機能分化・専門化を行うことで効率的なサービスが提供可能ですが、人口が点在し、資源が限定的な中山間地域においては1機関が複数の役割を実施するなどの対応が求められます。

このために、山間・中山間地域において、持続可能な訪問看護体制が確保されるよう、より一層の加算措置の緩和が必要です。

【具体的な提言事項】

(1) 訪問サービスが不採算な地域における在宅医療の推進

過疎化の進行や地理的条件等により訪問によるサービスが不採算な地域にあっても、必要な訪問看護需要を満たすことができるよう、山間部・中山間地域を対象とする訪問看護ステーション及び医療機関の加算条件を緩和すること。

14 介護保険制度の充実・強化について

介護ニーズが増大する中、事業所による円滑で安定的な介護サービスの提供が可能となるよう介護保険制度の充実・強化を図ること。

【背景理由等】

四国の各県においては、介護サービス提供事業者等の多くが介護職員処遇改善加算の利用などで職員の早期離職の防止と職場への定着に努めており、国においても令和7年度補正予算において実施された「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業」や、令和9年度の定期改定を待たずに実施される令和8年度介護報酬改定にて対応しているところですが、今後も増大する介護ニーズに対応するためには、こうした加算を定量的かつ継続的な仕組みとする必要があります。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、事業所からの遠隔地や利用者が特に少ない中山間地域等においては、加算の取得要件の弾力化や通所介護事業所等の多機能化などが実施されていますが、根本的な解決には至っていません。サービス提供に支障が生じることのない介護報酬の仕組みとすることが必要です。

さらにその際には、現行の特別地域加算等では利用者の自己負担が増加する仕組みとなっていることから、利用者の負担割合を通常地域と均衡が取れる率まで低減するといった低所得者に対する軽減制度の拡充などの配慮が必要です。あわせて、地域包括ケアシステムの根幹となる訪問看護等の軽減対象サービスへの追加や、軽減措置の実施主体に医療法人を追加するなどといった拡大措置も欠かせません。

「令和6年度介護報酬改定」において、各サービスの基本報酬が全体的に「1.59%」へ引き上げられる中、訪問介護系のサービスの基本報酬のみが減額されました。訪問介護事業所の多くは小規模

事業所であり、職員の高齢化、人材不足の不安定要素を抱える中、移動距離等が報酬に十分反映されておらず、昨今の燃料費高騰の影響もあり、経営が不安定であることから、地域の実情を踏まえた訪問介護事業所等の報酬を設定することが必要です。

【具体的な提言事項】

(1) 恒久的な処遇改善につながる制度の確立

介護職員処遇改善加算を介護報酬の基本部分に組み込んだ上で、恒久的な制度として確立すること。

(2) 中山間地域等の条件不利地域において在宅介護サービスが可能となる介護報酬の設定

中山間地域等の条件不利地域においても、必要とされる在宅介護サービスの提供・確保が可能となるような介護報酬の単価設定とすること。また、その際には、利用者負担の上昇についての十分な配慮などを行うこと。

また、業務効率化や見守り・相談のために、「地域医療介護総合確保基金」のメニューを拡充し、利用者宅へのICT機器の設置、複数年の通信費や維持費を補助の

対象とするとともに、補助上限額を引き上げることにより、ICT活用支援の充実を図ること。

(3) 中山間地域等で在宅サービスを提供する事業者の実態に合った介護報酬の設定
在宅介護の中心を支える訪問介護業所等の介護報酬について、基本報酬の基本部分に移動距離を十分に踏まえた制度とすること。

15 がん対策の充実について

がん検診の実施主体を明確にするとともに、全ての国民ががん検診を確実に受診できるよう、がん検診の充実に向けた法制度等を整備すること。

【背景理由等】

がん検診は、健康増進法に基づき市町村が実施するがん検診のほか、職域での検診や、人間ドックなどの検診も行われているが、職域におけるがん検診は、法的根拠がなく、保険者や事業者が福利厚生の一環として任意で実施しているものであり、受診状況、検診内容、精度管理等の実態把握ができていない状況にある。

このような中、令和7年7月1日付けで「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が改正されたことにより、市町村において職域を含めた住民のがん検診受診状況等を一体的に把握することが努力義務化されたところであるが、個人による任意の回答にとどまっている。

【具体的な提言事項】

(1) がん検診の充実に向けた法整備

がん検診について、実施主体を明確にするとともに、地方公共団体が効果的な対策を取れるよう、受診状況等を地方公共団体に正確に還元できる仕組みの構築、受診の利便性を担保するために、労働安全衛生法や高齢者医療確保法に基づく健康診断に併せてがん検診を実施する体制や、保険者の費用負担に関するスキームの整備、中小企業に対する助成など、全ての国民ががん検診を確実に受診できるよう、がん検診の充実に向けた法制度等を整備すること。

16 認知症施策の推進について

認知症の人と家族を支えるための社会資源の整備に国が主導的な役割を果たすとともに、地域における認知症支援体制の構築に向けての広域的な機能強化について積極的な支援を行うこと。

また、認知症疾患医療センターの十分な運営財源の確保を図ること。

【背景理由等】

我が国においては、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者も急速に増加していくことが予想されています。認知症になったとしても、住み慣れた環境で安心して暮らし続けることができる社会にするためには、地域全体で支える体制の構築が欠かせません。

そのためには、認知症の人を支えるための社会資源の整備に国が主導的な役割を果たすことはもとより、市町村が地域の状況に応じた認知症支援体制を構築できるよう、県が広域的な支援を行うことが必要です。

また、認知症の人を地域全体で支えるために、まずは保健、医療、介護、福祉等の関係機関の緊密な連携による早期発見、早期対応が重要であり、地域連携や専門職への教育の核となる「認知症疾患医療センター」は極めて有用です。

国は、認知症施策推進基本計画の保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等において、認知症疾患医療センターを地域での認知症医療体制の拠点と位置付けているところですが、認知症疾患医療センターの運営の安定に向けた財源の確保など、十分な予算措置がなされていません。

加えて、認知症などにより判断能力が十分でない方が地域で安心して暮らすためには、本人の権利を守り支援する「成年後見制度」の重要性が高まっているが、費用面の不安や支援の担い手不足により、本来支援が必要な方が制度を利用できていない状況にあります。

【具体的な提言事項】

(1) 都道府県の広域的な事業の取組に対する積極的な支援

認知症施策において、住民にとって身近な基礎自治体である市町村が十分に役割を果たせるよう、地域の実情を踏まえ、都道府県の広域的な事業の取組に対する積極的な支援を行うこと。

(2) 認知症疾患医療センターの安定運営に向けた運営財源の確保

既指定の認知症疾患医療センターの安定的な運営等に向けた運営財源を確保すること。

(3) 認知症の人や家族に対する公的救済システムの構築

認知症の人や家族が安心して暮らしていけるよう、損害賠償責任に関する法整備など公的救済システムを構築すること。

(4) 成年後見制度のさらなる利用促進

誰もが「成年後見制度」を利用できるよう利用者の負担軽減を図るとともに、基礎自治体が十分な役割を果たすための財源を確保するなど、権利擁護支援の充実に向けた積極的な支援を行うこと。

17 孤独・孤立対策について

地方公共団体の責務とされている孤独・孤立対策に係る施策の策定及び実施に必要な財政支援を行うこと。

【背景理由等】

孤独・孤立対策推進法が令和6年4月1日から施行となり（令和5年5月31日成立、令和5年6月7日公布）、地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされている（同法第4条）。

【具体的な提言事項】

（1）孤独・孤立対策に必要な財政支援

令和6年4月から施行された孤独・孤立対策推進法に基づき、都道府県が、地域における孤独・孤立対策の旗振り役として必要な施策推進や人材の確保を展開できるよう、国において地域の実情に応じた十分な財政支援を行うこと。

18 セーフティネット機能の充実強化について

生活保護の基準について、昨今の気候変動による酷暑への備えのため、保護基準の見直しを行うこと。

【背景理由等】

気候は以前に比べ変化しており、受給者の高齢化も相まって熱中症への対応はますます必要となっている。このような状況に応じた保護基準への反映が必要である。

【具体的な提言事項】

(1) 一時扶助（エアコン購入費）の運用緩和や夏季加算の創設

保護受給中の世帯にもエアコン購入のために支給できるよう運用を見直すとともに、適切に使用できるよう必要な電気代について夏季加算を創設すること。

19 少子化対策の抜本的な強化について

少子化対策を実効性のあるものとするため、支援制度の充実・強化を図ること。

【背景理由等】

少子化の進行は、生産年齢人口の減少による経済活動の縮小に加え、超高齢社会の到来に伴う社会保障負担の増大など、近い将来、国家的な危機を招きかねない喫緊の課題となっています。

こうした中で地方は、急速に進行する少子化の流れを変えるため、様々な独自の対策に加え、地方独自の取組を後押しする地域少子化対策重点推進交付金や、地方創生関連の交付金を活用した施策、さらには子ども・子育て支援新制度の推進など、少子化対策の抜本強化に取り組んでいるところです。

少子化に伴う諸課題に適切に対応していくためには、ライフステージを通じた総合的な対策が必要であり、子育て支援に止まらず、結婚や妊娠・出産期も含めた様々な支援策の拡充が不可欠です。

特に、「こども食堂」をはじめとした「こどもの居場所」については、貧困や児童虐待、不登校、自殺など、こどもを取り巻く環境が厳しさを増す中、支援が必要なこどもや家庭に気づき、寄り添う役割を担っているため、量・質両面からの充実を図る必要があります。

【具体的な提言事項】

(1) 子ども・子育て支援新制度の質の改善のための財源の確保

子ども・子育て支援新制度における子育て支援の充実が図られるよう、量的拡充とともに質の改善を確実に実行するため、地方財政措置も含めて、恒久財源によって確実に確保すること。

(2) 地域少子化対策重点推進交付金の拡充及び弾力的な運用

地域少子化対策重点推進交付金は、地域の実情に応じた地方独自の取組を支援する有効な制度であり、さらに多くの自治体が活用し、国全体としての少子化対策の推進を図るためにも、当初予算における計上額を増額するとともに、補助率を引き上げること。また、長期的な視点で少子化対策に取り組むため、複数年事業及び子育て期全般を対象とする事業に地方の創意工夫が活かせるように弾力的な運用を可能とすること。

(3) 子ども・子育て支援施策の充実

- ①不妊治療について、保険適用前後での自己負担額や患者数の比較、保険適用後の医療費の状況などを分析し、保険適用の効果を検証すること。
- ②経済的な理由により不妊治療を諦めることがないよう、保険適用とする治療の範囲を拡大するとともに、年齢や治療の回数の制限を撤廃すること。また、自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援を行うこと。

- ③国において不育症の検査、治療についての研究を進め、その研究成果の評価検証結果を自治体等へ適切に情報提供するなど、積極的な支援を行うとともに、医療保険の適用について検討を進めること。
- ④自治体が行う子ども（障がい児を含む）に対する医療費助成など基本的な支援は、全国的な課題であることから、ナショナルスタンダードとして、国において制度化すること。

（４）多様な担い手による育児参画の促進と希望に応じたキャリア形成に対する支援の拡充

- ①女性に偏る子育ての負担を男女でシェアし、さらには社会全体で支援するため、男性の育児休業取得促進に向けた対策を強化すること。
また、長時間労働の是正、時間単位年次有給休暇など柔軟な労働時間制度、テレワークなど柔軟な働き方の導入促進など、多様な担い手による育児参画を促進すること。
- ②誰もが希望に応じて子育てやキャリアの形成を実現できるよう、出産や子育てを理由に休職・退職しても確実に復職、再就職できる予見可能性のある仕組みを構築すること。
また、育児休業中の従業員の希望に応じたスキルアップや円滑な職場復帰をサポートする企業・団体への支援を拡充すること。

（５）少子化対策に包括的に取り組むための交付金の創設

次元の異なる少子化対策の実効性を高めるために、地域のこども・若者や子育て当事者のニーズを十分に踏まえ、様々な施策を総動員して地方の判断で総合的な少子化対策を展開できる自由度の高い交付金を創設すること。

（６）「こどもの居場所」の量・質両面からの充実

こどもが安全で安心して過ごせる「こども食堂」をはじめとした「こどもの居場所」の量・質両面からの充実を図り、地域におけるこどもの見守り・支援体制を整備するため、地域の実情や多様な支援ニーズに応じた自治体独自の取組に対する財政支援を継続すること。

20 児童虐待防止対策の推進について

今後、二度と子どもの命が失われる痛ましい虐待事案が繰り返されることのないようにするため、国における児童虐待防止対策や、地方公共団体が実施する児童虐待防止対策の強化に向けた支援をさらに拡充すること。

【背景理由等】

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化する中、児童相談所の児童虐待相談対応件数は、全国的に増加を続け、令和6年度も引き続き20万件を超えるとともに、虐待死亡事案も毎年一定数発生しており、依然深刻な状況にあります。

国においては、こうした状況を踏まえ、令和4年に改正した児童福祉法等に対応し、児童相談所を含めた子どもや家庭の支援体制の充実強化を図ることとしており、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえながらこれに対応し、児童虐待防止対策のさらなる強化が必要となっています。

【具体的な提言事項】

（1）都道府県及び市町村の相談支援体制強化に向けた財政支援の拡充

児童相談所の体制強化や子育て世帯に対する包括的な支援に向けた基盤の整備など、都道府県及び市町村の相談支援体制強化に向けた財政支援を拡充すること。

（2）医療機関等と連携したトータルケアシステムの構築

児童虐待の再発防止に向け、虐待を行った保護者の意識改善を図るための、医療機関等と連携したトータルケアシステムを構築すること。

21 犯罪被害者等支援施策の充実強化について

犯罪被害者等給付金の早期支給など支援策のさらなる充実を図るとともに、地方が地域の実情に応じた犯罪被害者等支援施策に取り組むことができるよう十分な財政措置を講じること。

【背景理由等】

犯罪被害者等への経済的支援については、犯罪被害給付制度が一定の役割を果たしているところで

す。しかし、現行制度においては、給付金の審査開始から給付までに約9か月もの期間を要しているほか、その額も犯罪被害者等の損害を補填するには十分なものではありません。

このため、犯罪の被害に遭われた方は、被害直後から、医療費などの新たな経済的負担が生じ、さらには、精神的なダメージによって就労不能となり収入が途絶えるにもかかわらず十分な支援を受けられないことから、経済的困窮を強いられています。

特に、性犯罪被害者は身体の外傷に比して心的な被害を負う場合も多いところ、被害の程度によって犯罪被害給付制度の重傷病給付金の給付の対象とならず、困窮する事案が生じています。

また、犯罪によって被害者等に生じた損害については、一義的には加害者が責任を負うべきところ、加害者の賠償責任が果たされない事例や、賠償が見込めないことを理由に損害賠償請求の訴訟を断念する事例が生じています。

加えて、民間犯罪被害者支援団体は、善意の浄財やボランティアに支えられている団体が多いため、財政面や人材面で困難を抱えております。また、同団体は、迅速かつ長期にわたり、行政では行き届かない民間ならではのきめ細かな途切れのない支援を行っており、犯罪被害者等支援を進める上で必要不可欠な団体です。

政府の犯罪被害者等施策推進会議においては、令和5年6月に「犯罪被害者等施策の一層の推進について」を決定し、必要な施策を実施することとされていますが、犯罪被害者等が安心して暮らせる社会の実現に向けては、犯罪被害者等給付金の早期支給、性犯罪被害者に特化した給付金、犯罪被害者等が確実に損害賠償を受けられる制度の創設、民間犯罪被害者支援団体への更なる財政的支援及び経済的支援をはじめとする犯罪被害者等支援施策に取り組む地方公共団体に対する十分な財政措置など、支援策のさらなる充実が必要です。

【具体的な提言事項】

(1) 犯罪被害者等に対する経済的支援の充実及び迅速な犯罪被害者等給付金の支給等

犯罪被害者等に対する経済的支援を充実させるとともに、犯罪被害者等給付金の早期支給や性犯罪被害者への支援に特化した「性犯罪被害者給付金」の創設を検討すること。

(2) 損害回復の確保

犯罪被害者等の誰もが確実に損害賠償を受けられる制度を創設すること。

(3) 民間犯罪被害者支援団体への更なる財政的支援

犯罪被害者等は、被害直後から警察への被害届提出や犯罪捜査への協力等、日常生活では想像できない慣れない複雑な対応に追われるため、犯罪被害者等の資力要件に関わらず弁護士相談、警察署や裁判所等への付添等のきめ細かな支援を行う民間犯罪被害者支援団体が将来にわたり安定した支援活動を実施できるよう、更なる財政的支援を行うこと。

(4) 地域の実情に応じた支援施策を充実・強化するための財政措置

地方公共団体が地域の実情に応じた犯罪被害者等支援施策を充実・強化できるよう、必要となる経費について十分な財政措置を講じること。

22 地域の実情を反映した農林水産業の振興対策の実施について

農林水産業の持続的な発展に向けて、地域の実情を踏まえた農林水産事業者の経営安定対策の充実強化を図ること。

【背景理由等】

農林水産業は、担い手の高齢化や減少、耕作放棄地や放置林の増大、地球温暖化等の影響による魚種、漁場の変化などに加え、輸入農林水産物との価格競争や消費形態の変化などにより販売価格が低迷するとともに、特に海外からの輸入依存割合が高い化石燃料や肥料、飼料など生産資材価格等がロシア・ウクライナ情勢等により高止まりするなど、極めて厳しい状況であり、生産性が高く、競争力に富んだ経営体の育成が急務となっています。また、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）、欧州連合と我が国の経済連携協定（EPA）、日米貿易協定、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）などの国際貿易協定のほか、米国の関税政策により、我が国の食料の安定供給や農林水産業への影響が懸念されています。

こうした中、国では、令和3年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」において、持続可能な食料システムの構築に向け、CO2ゼロエミッション化、化学農薬・肥料の使用量低減、有機農業の拡大等を目指すこととしておりますが、そのためには、革新的な技術・生産体系の開発及び社会実装が不可欠です。

また、四国地方は農業における生産や販売条件が厳しく、水田のほ場整備率が低い上、中山間地域が多いため、1戸当たりの経営耕地面積が小さいなどの不利な生産条件や大消費地への流通コスト高騰により経営費が全国平均を上回るなどの実情があります。全国一律の制度では、生産継続が困難になる恐れがあることから、中山間地の多さなど地域の実情に配慮した経営安定対策の充実強化を図るとともに、意欲ある担い手の経営力の強化を図る施策の拡充が必要となっています。

漁業については、漁業経営セーフティネット構築事業（燃油・配合飼料）や資源管理・漁業経営安定対策事業が実施されていますが、水産資源の減少や生産コスト増など依然として厳しい状況にあります。

林業・木材産業については、川上から川下までの総合的な取組により、林業の成長産業化を実現するための施策が実施されていますが、依然として続く木材価格の低下等に伴う生産活動の低迷によって、森林荒廃につながるものが危惧されています。

【具体的な提言事項】

（1）農業の経営安定対策の充実・強化

- ① 燃油価格高騰に直面している施設園芸農業者の負担を軽減するため、「施設園芸セーフティネット構築事業」について、当面、補填金支払い時の国の負担割合を引き上げるとともに、事務手続きを効率化・簡素化し、事務負担の軽減を図ること。
- ② 肥料価格の急騰による農業経営の影響を緩和するため、今後の肥料価格高騰に備えた新たなセーフティネット制度を創設すること。

(2) 技術・生産体系の開発、社会実装の推進及び国民理解の促進

「みどりの食料システム戦略」に掲げる農林水産業のCO₂ゼロエミッション化、化学農薬・肥料の使用量低減、有機農業の拡大等に向け、技術・生産体系の開発及び社会実装を進めるとともに、国民理解の促進に取り組むこと。

(3) 国内農業の再生を図るための支援策の充実

将来にわたり持続可能な農業に向けて国内農業の再生を図るため、生産性の向上と高付加価値化への支援、新規参入者の就農・定着に向けた受入体制の整備（ソフト・ハード両面をパッケージ化）や夫婦就農を応援する資金の拡充など担い手の確保・定着対策、市場拡大に向けた施策の展開など、競争力を強化する支援策を充実すること。

また、四国地方には小規模な産地が多いことから、施策の実施にあたっては、全国一律の要件ではなく、地方の実態を踏まえた「規模要件の緩和」を行うとともに、十分な予算を確保すること。

加えて、競争力の強化だけでは守ることのできない中山間地域においては、地域政策の視点を重視した支援を行っていくこと。

(4) 新規就農者育成総合対策の予算確保及び制度の安定的な運用

新規就農者育成総合対策については、今後も就農希望者が安心して研修に専念し、就農後に地域の担い手となることを後押しするため、事業の継続や十分な予算を確保するとともに、制度の安定的な運用を図ること。

(5) 農業生産性の向上と担い手への農地利用集積のための予算の確保

経営感覚を持った担い手を育成・確保し、「強い農業」を創出するためには、農地の大区画化や基幹的水利施設の更新等の農業基盤整備事業による農業生産性の向上と担い手への農地利用集積を図ることが必要不可欠であることから、これら施策を積極的に推進するための必要な予算を確保すること。また、補助事業の採択基準において、経営面積の拡大に応じて優先採択する場合には、中山間地域の多さなど地方特有の課題に十分に配慮すること。

(6) 中山間地域の農業者に対するきめ細やかな支援の実施

中山間地域で農業者が安心して営農できるよう、中山間地域等直接支払交付金の単価の増額や農業水利施設等の保全などへのきめ細やかな支援を行うこと。

(7) 農地中間管理機構を活用した農地集積対策の充実・強化

①農地中間管理事業については、引き続き担い手への農地集積・集約化の支援に重点的に取り組むため、事業の継続性や制度の安定化を図ること。また、地域計画に基づいた農地貸借等の円滑な推進が図られるよう、国において適切に指導・助言を行うとともに、業務量の増加に伴い発生する経費について、新たな地方の財政負担とならないよう、十分な予算措置を講じること。

②中山間地域をはじめとする経営規模が小さい地域においても、きめ細かな基盤整備を契機とした農地集積が促進されるよう、「農地耕作条件改善事業」にお

ける農業者のさらなる負担軽減措置を講じること。

(8) 水田農業を支える米・麦・大豆等の生産農家の経営安定対策の充実

- ①全国的な米の需給調整が円滑に機能するよう、生産現場の実情を踏まえた対応を行うとともに、米の消費拡大等の出口対策を充実すること。
- ②飼料用米等の新規需要米、加工用米等の生産拡大など、水田のフル活用に向けた取組への支援策を充実すること。

(9) 果樹・野菜・花き農家の経営安定対策の充実・強化

意欲ある農業者の経営強化に向けた、生産の効率化やコストの縮減、生産・流通・加工の一体化などを進めるため、強い農業づくり総合支援交付金及び産地生産基盤パワーアップ事業、果樹経営支援対策事業、収入保険制度、施設園芸等燃料価格高騰緊急対策事業の充実強化が図られるよう十分な財源を確保すること。

(10) 畜産経営支援対策の充実・強化

- ①畜産農家が将来にわたり希望をもって経営に取り組めるよう、畜産農家の収益性向上に必要な施設・機械や、産地の維持・拡大に必要な食肉処理施設等の畜産基幹施設、防疫拠点となる家畜保健衛生所の整備等に対する支援を充実・強化すること。
- ②海外からの「越境性動物疾病」の侵入防止を徹底するため、国際便が就航している空・海港での対策等による海外からの家畜伝染病の侵入防止や国内におけるまん延防止などの対策を強化すること。
- ③配合飼料価格が高騰していることから、畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格が高止まった場合でも畜産農家の再生産が可能となる十分な補填金が交付されるよう、「配合飼料価格安定制度」を拡充すること。

(11) 漁業の経営安定対策の充実・強化

水産資源の減少や燃油価格・資材等の高騰等により厳しい経営状況にある中、安定化に向けた経営改善等に取り組むため、漁業における経営安定対策については、

- ①漁業者の大きな負担とならず、漁業共済の加入促進が図られるように、掛金のさらなる負担軽減について配慮すること。
- ②漁業経営セーフティーネット構築事業（燃油対策）における補填金支給の発動基準の引き下げや漁業者の積立金負担割合の軽減の継続、加入時期の弾力的な運用、積立金の年度途中での積み増しなど、燃油価格高騰対策を拡大すること。
- ③漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料対策）の継続及び国庫負担基準の引き上げを図るとともに、加入時期の弾力的な運用や積立金の年度途中での積み増しを可能にすること。

(12) 林業の経営安定対策の充実・強化と木材利用の推進

- ①林業の経営安定に向け、森林環境保全直接支援事業については、地域の生産方

式や地形条件に応じた助成を可能とするとともに、低コスト化に必要なICT等先端技術の普及や林業機械の導入、路網の整備への支援を強化すること。

- ②木材の需要拡大に向け、CLT（直交集成板）など木材製品の高品質化や低コスト化を図るための加工流通体制の整備への支援、木質バイオマスの利活用の推進、木造公共施設をはじめ木造住宅の振興や住宅メーカー等の国産材利用の促進など、より一層の木材自給率向上に努めること。
- ③「森林・林業基本計画」で定める2030年の建築用材等に占める国産材の利用割合63%の目標達成と、地方創生を牽引する林業の成長産業化を実現するため、伐採から再造林・保育までの森林サイクルの定着と、「川上」から「川下」までの総合的な対策が実施できる地方の自由度の高い交付金制度を創設すること。

(13) 鳥獣被害防止対策の充実・強化

野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に依然として高水準で推移しており、市街地付近でも被害が拡大しているほか、一部では人身被害も増加している実態を踏まえ、捕獲活動や、柵の整備など侵入防止対策、捕獲の担い手確保・育成、捕獲個体のジビエ等での利活用の推進等、鳥獣被害防止対策のさらなる充実・強化を図るとともに、十分な予算を確保すること。また、狩猟免許の保持や取得に係る負担を軽減することなどにより、狩猟者の育成・確保及び積極的な捕獲活動を促進すること。

(14) 国内農林水産業に配慮した国際交渉

経済連携協定など、いかなる国際交渉にあっても、国内農林水産業に与える影響に十分配慮した上で、守るべきものは守る視点で交渉に臨み、必要な国境措置を確保するとともに、交渉内容等について、丁寧に情報提供を行うこと。

(15) 物価高騰の影響を受ける生産者の経営安定化

長期化する燃料、生産資材等の価格高騰による農林漁業者の生産コストの上昇等を生産物の小売価格に適切に転嫁していく仕組みづくりなど環境整備を推進すること。

23 森林吸収源対策と森林保全の推進について

令和7年2月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、森林吸収源については「2040年度において72百万t-CO₂の吸収量を確保する」とされた目標の実現に向けて、森林整備の着実な推進に加え、二酸化炭素を固定する木材利用に関して施策の創設や制度の拡充を図ること。

【背景理由等】

長期にわたる木材価格の低迷等から、手入れが行き届かず荒廃する森林が増加する中で、四国4県では、国の制度を最大限に活用する一方、各県独自の施策を実施し、多面的な機能を発揮できる健全な森づくりの実現に向けた取組を進めてきました。

このような中、COP21において同意された我が国の約束草案では、2030年度の目標値26%(2013年度比)のうち、森林吸収量で2.0パーセントの確保を目指すこととされています。

さらに、令和5年11月からアラブ首長国連邦(UAE)のドバイで開催されたCOP28では「2030年までに再生可能エネルギー設備容量を世界全体で3倍、エネルギー効率の改善率を世界平均で2倍へ拡大する」という野心的な方向性が示され、我が国でも「第7次エネルギー基本計画」において、エネルギー安定供給の確保、2040年度の温室効果ガス73%削減という新たな目標が掲げられるなど、今後、地球温暖化対策において、森林整備がより重要な役割を担う必要があります。

しかしながら、地方の危機的な財政状況の中、間伐・再造林等の森林整備事業を拡大するには、森林吸収源対策の拡充・強化と森林整備に要する地方負担や森林所有者及び林業・木材産業関係者負担の軽減が必要になっています。

こうした森林整備と併せて、最近では外国資本が我が国の森林を買収する事例が全国的な問題となっており、水源など重要な森林の保全に向けた、一層の取組が求められています。

また、間伐材を林地に放置せずに利用することは、木材に固定された二酸化炭素が大気中に放出されず、地球環境面に貢献します。加えて、地域材を率先使用することは、川下の木材産業者や流通業者など様々な分野における経済・雇用面でも大きな波及効果をもたらします。このため、間伐などの森林吸収源対策と同時に、国産材の利用を併せて推進することが必要であると考えます。

【具体的な提言事項】

(1) 森林整備に係る森林所有者負担並びに県負担の軽減措置等の充実

森林による二酸化炭素吸収量の確保については、国の政策として位置づけられているが、木材価格が低迷する中で森林所有者の林業経営意欲は低下しており、自己負担が困難になっているとともに地方自治体の財政が逼迫していることから、次の点について、構築、見直しを行うこと。

- ①森林整備事業における国・県の負担割合を見直すこと。
- ②森林整備事業等における森林所有者負担のさらなる軽減を図ること。

- ③森林吸収源対策を着実に実施するため、地方負担額に対する交付税措置のより一層の充実を図ること。
- ④森林現場の諸課題に早期に対応するため、森林経営管理制度の運用に当たり、運営主体となる市町村への支援を行うとともに、林業成長産業化の推進に必要な森林環境保全直接支援事業等の森林整備関連予算について、地方が必要とする予算を十分確保すること。

(2) 森林を保全する仕組みの構築

- ①我が国の森林を将来にわたり国民共通の財産として保全できるよう、外国資本による森林買収を規制する法整備を進めるとともに、県、市町村、森林整備法人など公的な機関が水源など重要な森林を取得する公有林化への支援を強化すること。
- ②公有林化する森林以外（民有林）において、森林所有者の負担を軽減するため、木材の生産・流通・加工業者等も参画し、地域ぐるみで森林整備を推進する体制の構築や運営に対して支援を行うこと。
地域ぐるみの森林整備（再造林等）への協力金を拠出した事業者に対して、所得税、法人税における特別控除を行うなど税制上の優遇制度を創設すること。

(3) 地域材の利用推進

地域材を利用することの環境貢献度を定量的に評価する制度を早期に確立するとともに、カーボン・オフセットの考え方にに基づき、木材製品の購入者や木造建築物の建築主、施設園芸用ボイラーなど木質バイオマスを活用した施設に対し、木材に固定された二酸化炭素量に応じた貢献度を還元できる制度を構築すること。

24 プラスチック資源循環の促進及び海洋プラスチックごみ対策の推進 について

プラスチックごみのリデュース、リユース、徹底回収、リサイクル、熱回収、適正処理を行うためのプラスチック資源循環体制を早期に構築するとともに、海洋プラスチックごみによる汚染の防止を促進すること。

【背景理由等】

プラスチックは、私達の生活に利便性と恩恵をもたらした一方で、プラスチックごみによる海洋汚染は、海洋環境や沿岸環境のみならず、水産業や観光業にも深刻な影響を及ぼしており、海洋プラスチックごみ対策は、国際的な重要課題となっています。

国では、令和元年5月に策定したプラスチック資源循環戦略や、海洋プラスチックごみ対策アクションプランをはじめ、同年6月に開催されたG20大阪サミットで共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の達成に向けては、令和5年4月に開催されたG7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合で目標の10年前倒しがなされたことから、プラスチックごみの回収・適正処理の徹底や3R、代替素材のイノベーション等により、2040年までにプラスチックごみによる新たな海洋汚染を生み出さないことを目指しています。

これに沿って、各地の海岸管理者等により海洋ごみの回収・処理が実施されていますが、海岸の環境保全、良好な景観維持のためには、これらの回収・処理を長期間にわたり継続的に推進していく必要があるほか、その発生源となる「川ごみ」及び「陸域ごみ」の回収・処理、発生抑制のための不法投棄防止対策や啓発・環境教育の充実等が必要です。

加えて、マイクロプラスチック（5mm以下の微細なプラスチック片）については、海中の有害物質を吸着しやすい性質があり、食物連鎖を通じて生態系等への影響が懸念されているものの、その実態の解明には至っておらず、調査研究と発生抑制策を講じる必要があります。

【具体的な提言事項】

（1）プラスチックごみ削減対策の強化及び代替素材・製品の開発等に対する支援

プラスチックごみの削減につながる取組の強化や3Rの推進、再生可能資源への転換を図るほか、紙、バイオマス・生分解性プラスチック等のプラスチック代替素材・製品の技術開発や販路開拓等を支援すること。

（2）海洋ごみの回収・処理に対する恒久的な財源措置及び補助対象の拡充

海洋プラスチックごみを含む海洋ごみ対策は、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であり、最終的な処理責任の所在が国にあることを明確にした上で、海洋ごみの回収・処理ルールを確立すること。

その上で、回収・処理を長期間にわたり継続的に行っていくため、地方負担が生じないよう、恒久的な財源措置を行うこと。また、さらなる事業効果をあげるため、海洋ごみの原因となる川ごみの回収・処理についても補助対象とすること。

25 「グリーン社会」の実現に向けた地球温暖化対策の推進及び再生可能エネルギー最大限導入について

国は地球温暖化対策の目標について、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを表明したが、「出力制御問題」をはじめとする系統に関する諸問題への対応、再生可能エネルギーコスト低減につながる技術開発、環境に配慮した上での大胆な規制緩和や、電力の変動対策としての「水素エネルギー」や蓄電池の活用など、国において再生可能エネルギーの最大限導入に向けた施策をさらに積極的に推進し、世界に先駆けて「グリーン社会」の実現を図ること。

【背景理由等】

「パリ協定」では、世界の気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする長期目標を掲げており、1.5℃に抑えるには2050年の温室効果ガスの排出を実質的にゼロにすることが必要とされており、国においても「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指し、目標であるグリーン社会の実現のため、長期エネルギー需給見通しの見直しなどの早急な検討が必要です。

また、再生可能エネルギーは、二酸化炭素排出量の削減につながることはもとより、災害に強い自立分散型のエネルギーとして、さらに、地域の資源を活用することにより地域における活性化の起爆剤として、地方創生にも寄与するなど様々な利点を有しております。

国際社会において「グリーン社会」の実現を先導していくためには、再生可能エネルギーを主力エネルギー源とする施策に国を挙げて取り組むことが必要ですが、エネルギー安全保障の要請の高まりに加え、国内ではDXやGXの進展による電力需要の増加が見込まれています。資源に乏しく、地理的制約を抱えているという我が国の固有事情を踏まえ、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーの最大限導入を図っていく必要があります。

令和5年11月からアラブ首長国連邦（UAE）のドバイで開催されたCOP28では「2030年までに再生可能エネルギー設備容量を世界全体で3倍、エネルギー効率の改善率を世界平均で2倍へ拡大する」という野心的な方向性が示され、我が国でも「第7次エネルギー基本計画」において、エネルギー安定供給の確保、2040年度の温室効果ガス73%削減という新たな目標が掲げられるなど、脱炭素化の動きが加速化しています。

また、「2050年カーボンニュートラル」に向けては引き続き「次の10年」が正念場であり、特に、2040年に向けては、電化が困難な分野を含め、より一層徹底した脱炭素化の推進が求められているため、水素や新しいイノベーションを活用した対策も不可欠です。

そこで、国が見込む「2040年度再生可能エネルギー比率4割から5割」から更なる高みを目指し、より一層「意欲的な導入目標」を設定し、再生可能エネルギー最大限導入に対し強力に牽引する意思を示す必要があります。

【具体的な提言事項】

（１）系統に関する諸問題への対策の推進

再生可能エネルギー導入の支障となる「出力制御問題」をはじめとする系統に関する諸問題への対策として、北本連系線に続き地域間連系線の増強措置を計画的に推進するとともに、IoTやAIを活用した系統運用の技術開発、系統容量の情報開示及び柔軟な系統の運用についてさらなる推進を図ること。

（２）新たなイノベーションの活用や環境に配慮した規制緩和の推進

再生可能エネルギーの導入にあたっては、自然環境保護と防災対策による地域住民の安全・安心の確保を大前提とし、既存建築物や公共インフラ等への導入に施策を戦略的に重点化すること。特に、新たなイノベーションの活用として、次世代型太陽電池ペロブスカイトの特性を活かし、既設空間への設置を阻む規制の合理化を速やかに講じるとともに、リユース・リサイクル技術等の開発支援を強化し、地域社会と共生した持続可能な導入モデルを確立すること。

（３）蓄電池や水素等を活用した電力の変動対策等の推進

蓄電池や水素等は、電力を貯蔵することにより、自然災害への備えとなるだけでなく、再生可能エネルギーによる電力変動を吸収することで電力供給の安定化や系統の負担軽減に活用できることから、導入を加速させる支援策を拡充すること。

（４）意欲的導入目標の設定

「2050年カーボンニュートラル」達成に向け、電力部門の「グリーン化」を強かに牽引するため、再生可能エネルギーを「主力電源」とする第7次エネルギー基本計画の「2040年度の電源構成に占める再生可能エネルギー割合を4割から5割とする」ところからの更なる高みを目指し、より一層の「意欲的導入目標」を設定すること。

26 ニホンジカの食害防止対策について

国有林及び国指定鳥獣保護区における、ニホンジカによる自然植生への食害防止対策を講じること。

【背景理由等】

四国地方では、依然としてニホンジカによる食害が発生し、加えてその分布域も広域化しており、農林業に大きな被害をもたらすとともに、高標高域の自然植生にも大きな影響が及ぼされています。

中でも、四国西南部の鬼ヶ城山系から黒尊に至る県境稜線付近及び高知県から徳島県に跨る剣山山系一帯では、希少種が絶滅の危機にさらされるとともに、モミなどの樹木及びササなどが激しい食害にさらされ、場所によっては下層植生の消失と踏み荒らしなどで、斜面崩壊の危機に瀕するなど極めて深刻な事態となっています。

また、ニホンジカの分布域及び被害発生地は、さらに香川県南部、石鎚山系などへも拡大を続けています。

こうした状況を踏まえて、早急にニホンジカによる自然環境破壊を食い止める対策を講じる必要があります。

【具体的な提言事項】

(1) 国有林等における自然植生の保全や希少種保護に係る方針の決定等

国有林及び国指定鳥獣保護区における自然植生の保全や希少種保護に係る方針を国主導で定めるとともに、定期的な生息状況調査（モニタリング）を実施した上で、国有林等におけるニホンジカの個体数調整や食害防止対策を都道府県と連携して行うこと。

27 自治体勤務獣医師の確保対策について

食の安全確保、人獣共通感染症及び家畜伝染病の対策への適切な対応を行うため、四国圏域の自治体勤務獣医師不足解消のための措置を講じること。

【背景理由等】

安全・安心な環境づくりへの住民の関心の高まりから、食の安全確保及び人獣共通感染症への適切な対応が求められています。

しかし、平成19年5月に農林水産省が公表した『獣医師の需給に関する検討会報告書』において、四国圏域は、産業動物診療獣医師、自治体勤務獣医師ともに将来の需要に対する供給が不足するとされています。特に、家畜防疫員やと畜検査員など、家畜防疫や公衆衛生分野を担う自治体勤務獣医師は、勤務条件や処遇等の面から希望者が少なく、近年は離職者も増加し、その確保は危機的な状況が続いていることから、食の安全・安心等、県の果たすべき業務に将来支障が生じるものと危惧されます。

また、令和2年度以降、四国内で毎年、高病原性鳥インフルエンザが発生し飼養衛生管理基準の遵守に係る指導の強化や、3年度から四国4県でも接種が開始された豚熱ワクチンへの対応など、通常業務においても家畜防疫員の責務は高まっているほか、公衆衛生分野においても、狂犬病をはじめとした人と動物の共通感染症対策としての「ワンヘルス」への取り組み、食の安全・安心確保としてのHACCPに基づく衛生管理についての指導や安全な食肉の流通のためにと畜検査の実施など、獣医師の担う役割は重要であり、人員確保は喫緊の課題となっています。そのため、四国域内の各県は、独自に獣医師確保に取り組んでおり、その確保に係る地方独自措置分に対する国の支援が不可欠です。さらに、国において、交付税算定における職員給与費統一単価に獣医師職員の区分を新設し、獣医師の処遇を根底から改善する必要があります。

このように、自治体勤務獣医師は、様々な分野において重要な役割を担っていることから、獣医師の卒後教育や新型インフルエンザなど新たな感染症等に迅速かつ専門的な対応が可能となる体制づくりを行うとともに、獣医学生が産業動物診療や家畜衛生・公衆衛生業務等の理解を深めるような獣医学教育のさらなる強化も必要となっています。

【具体的な提言事項】

(1) 自治体勤務獣医師の処遇改善

自治体勤務獣医師の確保を図るため、国において、処遇改善が図られるよう地方財政措置の充実強化を図ること。

(2) 自治体勤務獣医師を目指す学生への修学援助

家畜防疫員の必要数を計画的に確保するため、国において、自治体勤務獣医師を目指す学生への修学資金の予算を十分に確保すること。

(3) 大学獣医学部等のカリキュラムのさらなる充実

公衆衛生、家畜衛生分野における獣医師の果たすべき役割や必要性について、大学のカリキュラムを一層充実強化する等の措置を行うこと。

28 消防団員に対する退職報償金の充実について

中山間地域などにおける消防団員確保のため、退職報償金を充実すること。

【背景理由等】

近年、局地的な豪雨、台風による災害が頻発し、また、南海トラフ地震の発生確率が次第に高まっている中で、住民の生命や財産を守る地域防災力の充実と、その要である消防団員の確保は喫緊かつ重要な課題となっています。

一方、少子高齢化や他の市町村への通勤者の増加などにより、消防団員は近年減少傾向にあり、特に中山間地域など若者が減少している地域では、消防団員数の維持、確保が厳しい状況となっています。

こうした状況を受けて、平成25年12月には、消防団員の確保、処遇の改善、装備や教育訓練の充実について国及び地方公共団体が必要な措置を講じることを義務付けた「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行されるとともに、消防団の退職報償金の一律引き上げが図られたところです。

しかし、若者が少ない中山間地域では現在も新たな団員の確保が厳しい状況であるため、在職年数の長い団員に引き続き活動してもらう必要があることから、さらなる対応が必要です。

【具体的な提言事項】

(1) 退職報償金制度の見直し及び地方交付税の基準財政需要額の見直し

消防団員確保のための退職報償金制度について、勤務年数の長い団員が引き続き勤務したいと思えるよう「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に基づき政令で定める支給額表の見直しを図り、現在最高額の区分「勤務年数最高35年以上」に、35年以上40年未満、最高40年以上の区分を新たに設けること。

また、その際には、市町村の財政負担が増加しないよう地方交付税の基準財政需要額の見直しも行うこと。

29 地方警察官の増員について

犯罪や事故のない安全で安心な社会を実現するため、地方警察官を増員すること。

【背景理由等】

四国圏の治安情勢は、令和7年の刑法犯認知件数が前年よりも増加し、中でも特殊詐欺の認知件数が大幅に増加したほか、人口10万人当たりの交通事故死者数が全国平均を超えるなど、依然として厳しい情勢にあります。

また、社会の変化を背景に、国民の警察に対する要請が多様化し、ストーカー・DV事案や児童虐待などの人身安全関連事案対策、サイバー空間の脅威への対処、匿名・流動型犯罪グループや暴力団等による組織犯罪対策、交通死亡事故抑止対策、国際化の進展に伴う在留外国人の安全の確保に向けた対策等、対応すべき治安課題は山積しております。

加えて、国民の安全・安心を確保していくため、複雑化する治安課題に的確に対処する必要があることから、警察官の業務負担は重くなっています。

このため、四国4県では、限られた警察力を最大限に発揮するための取組を進めておりますが、警察官1人当たりの負担人口・世帯数は、依然として全国平均を上回っていることから、警察活動を支える人的基盤のさらなる強化が必要であります。

さらに、令和6年能登半島地震などの「想定外」の災害が近年では毎年のように頻発しており、四国において甚大な被害が懸念される南海トラフ地震等に備える観点からも、大規模災害発生時に被災者の救出救助、避難誘導等、国民の命を守る警察力の確保は、重要な課題となっております。

地域の発展、活性化のためには、その基盤となる治安確保が必要不可欠であり、社会の変化を的確に捉え、治安課題に対応し、犯罪や事故のない安全で安心な社会を実現するためには、地方警察官のさらなる増員に特段の支援を講じることが求められます。

【具体的な提言事項】

(1) 安全で安心な社会を実現するための地方警察官の増員

社会情勢の変容に伴って複雑化する治安課題に的確に対処し、犯罪や事故のない安全で安心な社会を実現するため、地方警察官を増員すること。

30 地方における社会資本整備及び老朽化対策の推進について

活力ある地域を創造し「地方創生」を実現するため、地域の実情を踏まえ、その礎となる安全で安心な社会資本整備及び老朽化対策を着実に推進し、その予算を確保すること。

【背景理由等】

全国に比べ、道路や河川、港湾などの社会資本整備が大幅に遅れている四国地方において、活力ある地域を創造し「地方創生」を実現するためには、その礎となる安全・安心な暮らしを確保する社会資本整備を着実に進めていくことが必要不可欠であります。

また、高度成長期に整備された社会資本の多くは老朽化しており、今年1月28日には、埼玉県八潮市で下水道に起因する大規模な道路陥没事故が発生し、改めて、公共インフラの適切な点検や老朽化対策の重要性を認識させられたところです。将来にわたって社会資本の機能を維持するためには、老朽化対策を含む適切な維持管理・更新が必要です。

一方、「財政制度等審議会財政制度分科会」においては、社会資本の整備水準の向上や今後の人口減少を踏まえ、今後の新規投資は国際競争力強化などに重点化、効率化し、事業を厳選する旨議論がなされています。

令和7年6月策定の「第1次国土強靱化実施中期計画」では5か年での事業規模がおおむね20兆円強程度と示され、令和7年度補正予算においては、約3.1兆円の事業規模（公共予算関係費）となったところです。四国では水害や土砂災害だけでなく、南海トラフ地震の発生も危惧されており、災害予防の観点からも、事前防災・減災対策をはじめとする真に必要な社会資本整備を着実に進めていく必要があります。

また、県及び市町村が保有する用途廃止後の建築物のうち、耐震性に乏しく沿線道路に倒壊する恐れのあるものや、防犯上、現状のままの維持管理が不相当であるものについては順次、除却を進めているところですが、保有数が多いため、除却に係る安定的な財源確保が課題となっています。

加えて、小型の道路標識の老朽化対策などは、対策が進んでいない状況であり、適切かつ計画的に推進するためには制度の見直しが必要です。

さらに、大規模災害から、国家の根幹をなす地域住民の生命と財産を守り抜くための国土強靱化の取組は、地域の活性化にも資することとなり、ひいては、多くの地方が抱える人口減少の負のスパイラルを克服することにつながります。そのため、国土強靱化と地域活性化の双方に資する取組については、積極的な財政支援が必要となります。

【具体的な提言事項】

（1）社会資本の着実な整備推進や、戦略的な維持管理・更新のための予算確保及び社会資本整備の遅れた地域に配慮する仕組みの創設

活力ある地域を創造し「地方創生」を実現するため、その礎となる安全で安心な社会資本の着実な整備推進や、戦略的な維持管理・更新に、必要な予算を安定的か

つ持続的に確保するとともに、予算配分においては、南海トラフ地震の発生による影響が懸念される地域に重点配分を行うなど地域の実情や事業の重要性を踏まえ、社会資本整備の遅れた地域にも十分配慮できる仕組みとすること。

また、道路・河川・砂防・港湾・公園・上下水道等をはじめとした社会資本の適切な維持管理・更新のためにも、小規模施設を含む社会資本全般の点検や修繕等に係る交付要件の緩和などの交付金等の制度拡充や個別補助を含めた必要額を確保し、自治体等への財政支援を行うこと。

さらに、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、「実施中期計画」の事業規模については今後5年間でおおむね20兆円強程度を最低限として、今後の資材価格・人件費高騰等を適切に反映させ、十分な予算を通常予算とは別枠で当初予算として確保したうえで、社会資本整備関係予算の総枠を拡大し、地域の実情に応じた補助制度の創設・拡充を図ること。

(2) 社会資本整備に関する「国と地方の協議の場」の開催

社会資本整備に関する制度・方針の変更や新たな制度の構築等を行おうとする場合には、法律に基づく「国と地方の協議の場」で協議するとともに、適切な時期に地方へ情報提供しながら、幅広く地方の声を聴くこと。

(3) 地域活性化に資する国土強靱化に係る予算の確保及び財政支援措置の充実

地域活性化に資する国土強靱化に係る予算を確保するとともに、平成29年度に創設され事業期間が令和8年度まで延長された「公共施設等適正管理推進事業債」や、令和12年度まで延長された「緊急自然災害防止対策事業債」について、将来を見据えて継続的に取り組むことができるよう「恒久化」とするとともに、前者については、その償還に対する交付税措置等、財政支援措置のさらなる充実を図ること。

併せて防災・安全交付金についても制度を恒久化し、住宅・建築物安全ストック形成事業の中の建築物の除却に関する事業は、昭和56年の新耐震基準導入前に建設されたものについて、耐震診断を不要とすること。

また、財政の厳しい過疎市町村においても公共施設の適正管理を推進できるよう、過疎対策事業債及び辺地対策事業債の必要額の確保に努めること。

31 四国地方の高規格道路ネットワークの整備促進について

地方創生の礎となる高規格道路ネットワークの整備は、地域の活性化や生活利便性の向上、都市と地域の連携強化、さらには南海トラフ地震等の災害時の緊急輸送道路の確保や救急患者の輸送時間の短縮などに大きく寄与する重要な事業であるため、経済性や効率性だけを優先することなく、地方の実情を踏まえて推進すること。

特に、緊急時に「命の道」となる四国8の字ネットワークの早期整備を図ること。

【背景理由等】

地方創生に向けて、四国地方が地域の強みを生かした様々な取組を進め、都市や地域間がより緊密に連携し自立的に発展するためには、四国8の字ネットワークをはじめとする高規格道路ネットワークは、無くてはならない重要な社会基盤です。

高規格道路の未整備地域では、都市からの時間的遠隔性から、豊かな自然、多様な地域資源が活かされず、産業の不振、過疎化の進行など、他地域との格差が拡大し、また、四国8の字ネットワークを形成する暫定2車線区間では、対面通行による重大事故や交通集中期における大渋滞の発生により、地域経済の発展や、観光振興に大きな影響を及ぼしています。

また、全国各地で相次ぐ地震災害や、激甚化・頻発化する豪雨災害において、高規格道路をはじめとする道路ネットワークは、被災地に対する救援や緊急物資の輸送など、「命の道」として重要な役割を果たしており、平成30年7月豪雨では、国道56号など主要な幹線道路が寸断する中、松山自動車道が代替機能を果たしたほか、高知自動車道では、立川橋が流失したものの、4車線の整備が完了していたため、早期の通行再開につながるといった効果が現れました。一方で、令和6年1月の能登半島地震では、主要幹線道路が寸断され、集落が孤立するとともに、復旧に多大な時間を要しました。また、昨年9月には政府の地震調査委員会が南海トラフ地震の30年以内の発生確率が60～90%程度以上となるなど、大規模地震の切迫度が高まる中、能登半島と同様の被害が想定される四国地方においても、高規格道路の未整備区間の整備や、暫定2車線区間の4車線化の重要性が改めて認識されたところであり、災害時の緊急輸送道路を確保し、広域支援・受援体制を早急に構築しなければなりません。

こうした中、四国8の字ネットワークの整備率は未だ77%に留まっており、その整備が急がれるとともに、中でも、阿南安芸自動車道では、「美波・牟岐間」が唯一の未事業化区間として残されており、大規模災害リスクへの対応に不可欠な災害に強い国土幹線道路ネットワークの構築に向け、早期事業化が強く求められています。

また、四国内の高速道路における暫定2車線区間の4車線化は、令和元年9月に国が策定した「高速道路における安全・安心基本計画」で示された「優先整備区間」において、順次、事業化され進められているものの、暫定2車線区間で繰り返し発生した正面衝突による死亡事故が、道路利用者に大きな不安をもたらしていることから、4車線化はもとより事業が完了するまでの当面の緊急対策の実施による安全性向上が急務となっております。また、令和7年6月策定の「第1次国土強靱化実施中期計画」で

は、5年間でおおむね20兆円強程度とする事業規模が示されたところであり、引き続き、必要な予算を確実に確保し、切迫する南海トラフ地震をはじめとする自然災害により著しい被害が想定される地域における高規格道路ネットワークを、一刻も早く整備することが必要不可欠です。

【具体的な提言事項】

（1）四国8の字ネットワーク等の早期整備及び財源の確保

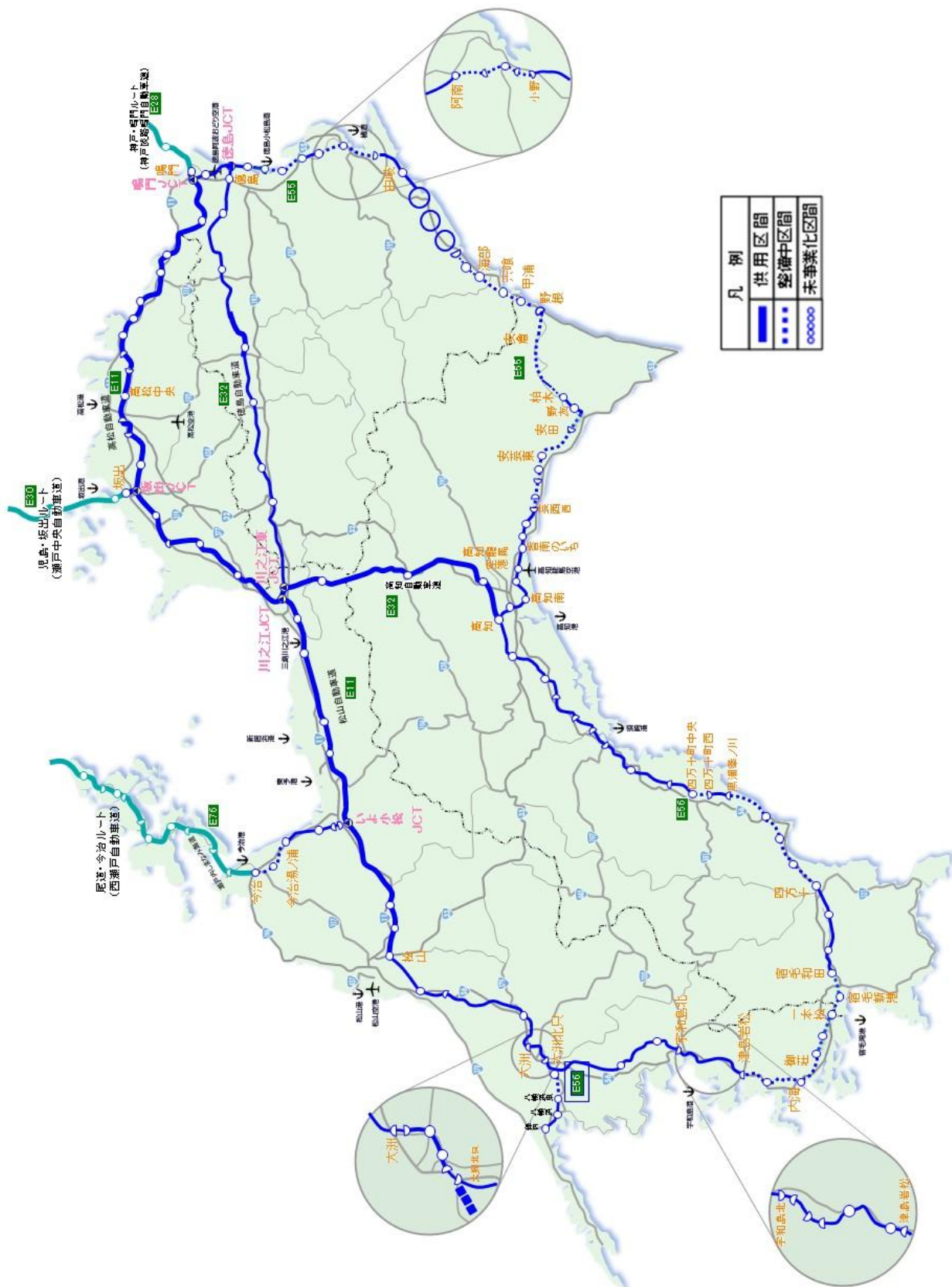
四国地方の活性化や自立的発展に必要な不可欠で、かつ緊急時に「命の道」となる四国8の字ネットワークについては、災害時の緊急輸送道路の確保や生活者重視の視点を踏まえ、「未整備区間の整備」及び「暫定2車線区間の4車線化」を含め、一日も早い整備を図るとともに、その整備に必要な予算については、道路関係予算全体を拡大したうえで確保すること。加えて、沿線地域のまちづくりや経済活動が計画的に進み、整備効果の早期発現につながるよう、整備が進んだ区間の開通見通しを早期に公表すること。

（2）地方への予算の重点配分及び整備の促進

国土形成計画法に基づく「四国圏広域地方計画」及び社会資本整備事業を重点的、効率的に推進するための「四国ブロックにおける社会資本整備重点計画」を踏まえ、港湾・空港や企業活動拠点と高規格道路ICを結ぶアクセス道路についても、整備を促進すること。

（3）未整備区間の整備や暫定2車線区間の4車線化の優先実施

今後、南海トラフ地震の発生により著しい被害が想定される地域については、平時の救急救命や災害発生時の緊急輸送道路として利用できるよう、高規格道路の未事業化区間をはじめとする「未整備区間の整備」や「暫定2車線区間の4車線化」を国策として最優先に行うこと。



凡例	
——	供用区間
····	整備中区間
- - - -	未事業化区間

32 四国地方への新幹線導入など鉄道輸送システムの高速化と高度化等 について

四国地方において、広域的な交流を拡大するとともに、他地域との競争を生き抜くため、新幹線導入など鉄道輸送システムの抜本的高速化や高度化に取り組むこと。

【背景理由等】

四国地方の発展を図っていくためには、圏域内における高速交通体系の整備とともに、他圏域や大都市圏と結ぶ高速交通ネットワークの整備が不可欠であります。

しかしながら、四国は全国で唯一「新幹線空白地域」で、新幹線が整備された地域との格差が拡大しているほか、四国内の鉄道整備の状況は、他の地方と比べ高速化、電化、複線化などの点で大きな格差があり、現状のままの鉄道ネットワークでは、速達性などの面で、本州との円滑な交流が阻害され四国の一体的発展が危惧される状況にあります。

さらに、人口減少や少子化、モータリゼーションの進展などによる利用者の減少に加え、資源価格の高騰や運転士などの人手不足等により、四国の各鉄道会社は一層厳しい経営環境になっています。

四国における鉄道ネットワークのあり方については、平成23年7月、「四国における鉄道ネットワークのあり方に関する懇談会」において、鉄道の高速化としては、四国への新幹線の導入などの方向性が示されて以降、平成26年4月には「四国の鉄道高速化検討準備会」において、「鉄道の抜本的高速化に関する基礎調査結果」が出され、ルートによっては費用便益比(B/C)が「1」を超え、四国におけるフル規格新幹線整備の妥当性が公表され確認されたほか、令和元年8月に開催された「四国新幹線整備促進期成会東京大会」において、中長期目標として、リニア中央新幹線が新大阪まで延伸される令和19年を一つのターゲットとして、四国の新幹線の開業を目指すことが決議されております。

また、令和元年10月には、四国の鉄道網の維持方策を検討するために設置した「四国における鉄道ネットワークのあり方に関する懇談会Ⅱ」の第5回会議において、新幹線を骨格として四国の公共交通ネットワークを構築することを盛り込んだ中間整理を取りまとめ、令和3年3月に策定されたJR四国の「長期経営ビジョン2030」においても、懇談会の議論を踏まえた取組として、地域とともに新幹線等による抜本的な高速化の早期実現に向けて取り組むことが明記されました。

一方、国においては、平成29年度から「幹線鉄道ネットワーク等のあり方に関する調査」に関する予算を確保し、既存インフラを活用した工法や単線の新幹線整備による費用縮減方策のほか、新幹線整備が在来線に与える影響や新幹線の整備効果の推計手法等が検討されているものの、四国における具体的な調査がないのが現状であります。

政府が掲げる「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すデジタル田園都市国家構想の実現と併せて、また2050年のカーボンニュートラル社会の実現を目指すためにも、全国各地に新幹線が整備されることが不可欠と考えており、特に四国の新幹線整備は、四国地方の発展に貢献するだけでなく、西日本の広域交流圏形成や地域経済の活性化、首都機能のバックアップも含め

た、国土軸のリダンダンシー確保による国土の強靱化、国土全体の一段の有効活用や、東京一極集中を是正する地方創生にも大きく寄与するものと考えます。

このような中、四国においては、昨年度実施した「四国の新幹線に関する早期実現を求める署名活動」において、約45万2千筆という多くの署名が寄せられたほか、令和8年度政府予算案においても「基本計画路線に係るケーススタディ等」の実施にかかる予算が明記されるなど、四国4県とも「整備計画への格上げ」に向けた機運は、かつてない高まりを見せています。

また、これまで「四国新幹線整備促進期成会東京大会」を計7回にわたり開催してきました。さらに、令和8年1月には、基本計画路線を有する全国6つの期成会等による共同主催の下、「新幹線基本計画路線全国総決起大会」を開催し、実現に向けた強い結束を全国に示したところであります。

【具体的な提言事項】

(1) 魅力ある地方の創生及び国土強靱化の観点から、四国の新幹線の早期実現

魅力ある地方の創生と国土強靱化の観点から、四国の新幹線を国家プロジェクトとして明確に位置づけ、整備計画格上げに向けた法定調査に早期に取り組むこと。

(2) 「国土強靱化実施中期計画」に係る予算等、新たな財源の活用も含めた新幹線予算の大幅な拡充

将来的な新幹線整備に向けて、貸付料の徴収期間の延長や算定方法の適正化などの見直しを進めるとともに、新たな財源（国際観光旅客税、国土強靱化実施中期計画に係る予算など）の活用も含めた新幹線整備予算及び新幹線ネットワークと一体的に機能を発揮する幹線鉄道の高機能化予算の大幅な拡充を図ること。

(3) 四国地方在来線の輸送の安全・防災対策及び利便性・快適性を高めるための支援措置の充実・強化

四国地方在来線の輸送の安全・防災対策のための危険な箇所の保守点検の充実や、利便性・快適性を高めるための電化、複線化、行違設備・信号設備等の整備・改善などを促進するとともに、これらの支援措置の充実・強化を図ること。

〔JR在来線の鉄道電化・複線化整備状況〕

項目	四国	全国平均	備考
鉄道電化率 〔令和7年3月31日現在〕	27.6%	56.5%	電化キロ／営業キロ
鉄道複線化率 〔令和7年3月31日現在〕	6.0%	33.3%	複線キロ／営業キロ

※全国鉄道整備促進協議会資料より抜粋

33 空港の経営改革等について

空港の経営改革を推進するにあたっては、地方空港の実態に配慮し、真に地域の活性化に資する制度設計を講じるとともに、民間事業者への運営委託のスキームを活用できない地方空港については、国において、これまでと同等の管理運営を行うこと。

また、地方空港の振興策として、航空会社への運航経費支援の実施と、引き続き着陸料等の引下げを実施すること。

【背景理由等】

民間の能力を活用し効率的な空港運営を図る、いわゆる空港の経営改革を進めるための法律、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」が平成25年7月に施行され、同法に基づく基本方針が同年11月に告示されたところです。

この基本方針では、「空港運営の民間委託は、空港毎の地域協議会の意見を聴いた上で進める」といった項目が掲げられるなど、地方空港の現状を一定考慮されたものと理解しておりますが、これまでに示されているスキームでは、経営が成り立つ将来像が描けない地方空港も多く存在すると思慮されることから、本法律に基づく、空港経営改革の今後の動向について注視するところです。

また、観光立国推進基本計画においては、「『地方イン・地方アウト』のインバウンド再生による地方活性化や訪日外国人旅行者の受入拡大のため、地方空港の着陸料軽減等の取組により、早期の国際線再開・路線定着等を図る」こと、さらに、「令和7年及びその後を見据えて、航空需要の回復及び増加に的確に対応するため、空港の機能強化等に取り組む」こととされております。

しかし、地方空港における国際線の新規就航・運航再開等の後押しとして重要な、「訪日誘客支援空港」を対象とした航空会社への着陸料の割引・補助制度、チェックインカウンター等設置・使用料や地上支援業務等に係る経費支援策、については、令和5年度で打ち切られております。また、地方空港における国際線の新規就航・増便や運航再開後の安定運航を促進するためには、既存路線も含めた支援継続が不可欠です。また、国内線の運航への支援として、国管理空港の空港使用料等の軽減が措置されていますが、国管理空港における、コンセッション空港に対しても、非コンセッション空港と同様の着陸料減免に要する経費への支援が必要です。

羽田空港の着陸料については、出発空港に応じて割引率が設定されていますが、新幹線ネットワークから取り残され、首都圏との流動において航空分担率が高い四国の地域特性は考慮されておらず、航空運賃高止まりの一因となっています。

【具体的な提言事項】

(1) 地方空港の実態に配慮した制度設計

空港の経営改革にあたり、地方空港の実態に配慮し、真に地域の活性化に資する制度設計を講じること。

また、民間事業者への運営委託のスキームを活用できない地方空港については、国の責任において、これまでと同等の管理運営を行うこと。

(2) 航空会社への運航経費支援の実施

早期の国際線の路線定着等を図るため、国際線の新規就航・運航再開に係る着陸料、事務所・チェックインカウンター等の使用料、グランドハンドリング経費など、運航に必要な経費に対する航空会社への支援について、十分な予算確保の上、再開するとともに、国管理空港における、非コンセッション空港とコンセッション空港に対する補助を同等の内容とすること。

また、地方空港における国際線の新規就航・増便や運航再開後の安定運航を促進するため、既存路線も含めた着陸料、グランドハンドリング経費など、運航に必要な経費に対する航空会社への支援も行うこと。

(3) 定期路線及び国際チャーター便の着陸料の引下げ

既存の軽減措置である定期路線及び国際チャーター便の着陸料引下げを継続して実施するとともに、特に新幹線ネットワークから取り残され、航空輸送の依存度が高い四国の4空港発の羽田路線の着陸料の割引率を大幅に拡充すること。

また、地方路線を支えるネットワークの維持・活性化のための支援を行うにあたっては、国管理空港における、コンセッション空港に対しても、非コンセッション空港と同様な着陸料減免に要する経費への支援を行うこと。

(4) ターミナルビルの改修や空港設備の老朽化設備等の更新等に対する支援

地方空港における今後の航空需要の増加を見据え、ターミナルビルの改修等の機能強化の取組みを積極的に支援するとともに、老朽化した設備の更新など機能維持の取組みも支援をすること。

34 地域公共交通の維持・活性化について

高速道路料金施策と両立しうる総合的な交通体系を構築するとともに、地域公共交通の維持・活性化を図るため、各公共交通機関に応じた支援を行うこと。

【背景理由等】

地域公共交通は、モータリゼーションの進展や過疎化・少子化の影響等により利用者が減少するとともに、近年は運転手が不足するなど、厳しい状況となっています。

しかしながら、公共交通機関は、地域住民の通勤・通学などの日常生活、また、観光やビジネスの面からも、なくてはならない交通手段です。また、今後ますます深刻となってくる高齢化や地球温暖化への対策としても、公共交通機関の維持・活性化を図ることが必要となっています。

さらに、本四高速の料金について、平成26年度から全国共通料金の導入がなされ、観光や物流など地域の活性化に寄与する一方で、鉄道、バス、フェリー等の公共交通においては、今後も深刻な影響が考えられ、公共交通と高速道路が役割分担し、将来にわたって共に存続できるような抜本的対策を総合的に実行することが課題となっています。

また、「地域公共交通確保維持改善事業」（令和5年度国費207億円）は、「地域の実情に応じた生活交通の確保維持」を目的としています。例えば、路線バスについては、地域ブロックごとに補助上限が定まっているため、路線再編などの経営努力によって走行距離を削減すると却ってバス会社の負担が増えてしまうなど、過疎地域や離島を多く抱える四国などのより厳しい環境におかれる地方の実情を十分に反映したものとは言えない制度となっております。

特に、地域交通ネットワークの基幹的かつ重要な交通インフラである鉄道については、生活バスや離島航路に比べると支援がなく、また、国鉄分割民営化から35年以上が経過する中、令和5年10月には、改正地域交通法が施行され、ローカル鉄道の再構築に関して、国が「再構築協議会」を設置できる制度が創設されたほか、JR四国が令和7年度に国に報告「5カ年推進計画」の「総括検証」や「事業の抜本的な改善方策の検討」では、成果指標として掲げた平均通過人員等が全線区とも基準値の2019年度の水準に満たないなど、依然として厳しい経営状況であることが明らかとなった。JR四国のあり方については、令和元年10月に「四国における鉄道ネットワークのあり方に関する懇談会Ⅱ」において「中間整理」が取りまとめられ、令和3年度には、国からの支援が継続・拡充されたところですが、人口減少や少子化に加え、モータリゼーションの進展などによる旅客輸送の減少も大きく、さらには、列車の安全・安定輸送に不可欠な乗務員不足など、国鉄分割民営化の際の経営安定化基金を活用した事業継続スキームによる路線維持が困難になっている現状を踏まえると、JR四国をはじめとするローカル鉄道を維持するための仕組みも見直すべき時期に来ていると言えます。

このような中、将来の交通体系のあるべき姿を十分に検討し、全国的な視点で不均衡の緩和を図るためには、適切な役割分担のもと地方自治体への一層の財源措置や権限移譲とともに、地域が戦略的に取り組む公共交通活性化に向けた事業に対する積極的な支援が求められています。

【具体的な提言事項】

平成25年12月に施行された交通政策基本法に定める「国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要である」という基本理念の具体化に向け、次のことを提言します。

(1) 運転手確保に向けた財政支援等の強化

人口減少や運転手の高齢化に加え、時間外労働の規制が強化される「2024 問題」により運転手不足が深刻化しており、地域の生活を支える路線の運行に多大な影響を及ぼしていることから、乗合バスやタクシーをはじめとする公共交通の運転手不足の解消に向けた財政支援等の強化を行うこと。

(2) JR四国の経営安定化及び地域鉄道の経営安定のための支援の実施

経営基盤が脆弱なJR四国や地域鉄道に対して、将来にわたる路線の維持・確保に向け、経営の安定化が図られるよう、必要な支援の拡充や仕組みの再構築を図ること。

また、改正地域交通法に基づく「再構築協議会」制度については、路線ごとの利用状況や収支を過度に重視して、「廃止ありき」の協議とならないよう、国が沿線地域と鉄道事業者との間に立って、中立的な立場で関与する仕組みとするとともに、当該事業者の全路線の収益に関する情報が開示され、それを踏まえた上で個別の路線の役割や在り方が議論される仕組みとするなど、制度の運用に当たっては地域の実情に十分に配慮すること。

特に、運転士などの人材不足を理由として、一方的な減便や駅の無人化など、サービスレベルの切り下げを行うのではなく、運行本数をはじめ地域に求められる一定の利便性を確保するよう、国において指導を行うなど必要な対策を講じるとともに、路線の維持活性化に向け、自治体などが鉄道事業者とともに取り組むまちづくり事業をはじめ、四国管内の一部区間で導入されている交通系ICカードの各路線への導入、多言語案内表示や各車両、各駅構内におけるWi-Fi整備、駅トイレの洋式化などの利便性向上や利用促進等の取組についても、十分な財政措置を行うこと。

(3) 地方バス路線及び離島航路の確保・維持のための補助のあり方の見直し

地方バス路線及び離島航路の確保・維持が図られるよう、地域公共交通確保維持改善事業の実施にあたっては、住民が生活する上で最低限必要な交通インフラを守るという観点から、地方の実態に即した補助のあり方の見直しなどの改善を図るとともに、十分な財源を確保すること。

(4) 交通空白解消に向けた財政支援等の強化

運転手不足等により地方バス路線の維持が困難になっている中、地域における移動手段の確保・維持が図られるよう、公共ライドシェアやコミュニティバスなどの運行経費に対する財政支援等の強化を行うこと。

加えて、交通空白解消に向け、地域の移動手段を担う有力な手法の一つとして「自動運転技術」への期待が高まっていることから、自動運転の実装に向けた取組

への補助制度の要件を緩和するとともに必要な予算を確保し、実装までの継続的な支援を実施すること。

(5) 内航フェリーの航路維持のための支援制度の創設

廃止や減便が続いている四国発着の内航フェリーについては、地域経済の輸送基盤及び大規模災害時の緊急輸送手段として、また、一部航路では、強風等の悪天候時の道路及び鉄道の代替手段として欠かすことのできない公共交通であることから、航路の維持が図られるよう、高速道路との競争条件の格差を埋める運航補助制度や航路の利用促進の取組に対する支援制度の創設など、経営基盤の強化につながる制度を創設すること。

(6) DMVの円滑な運行や普及に向けた環境整備

地域住民の貴重な移動手段であるローカル線を運行する第三セクター鉄道において、維持管理経費が低廉で「地方創生の実現」に不可欠なDMVの円滑な運行に必要な支援を行うこと。

35 地域における物流の確保等について

持続可能な物流の実現に向けて、荷主・物流事業者に対する支援の充実・強化を図ること。

【背景理由等】

物流は国民生活や経済活動、地方創生を支える重要な社会インフラであり、経済の成長や、より豊かな生活の実現等のため、その機能を十分に発揮していく必要があります。一方、物流分野においては、人手不足や労働生産性の低さといった課題に対応するため、働き方改革の推進が求められているほか、カーボンニュートラルへの対応にも迫られています。

そのような中、物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーに「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が2024年4月から適用された一方、物流の停滞が懸念されるいわゆる「2024年問題」に直面しています。何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送量が不足し、今のようには運べなくなる可能性があると推計されています。

こうした問題に対応するため、国においては令和5年に、緊急に取り組むべき抜本的・総合的な対策を取りまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」、「物流革新緊急パッケージ」を策定し、令和7年には物流効率化や商慣行見直しの抜本的な対策として改正物流法が施行され、令和7年4月からすべての荷主・物流事業者に対する規制的措置、令和8年4月には一定規模以上の特定事業者に対する措置が実施されますが、この「2024年問題」は当該時点を乗り越えれば終わる一過性の課題ではなく、物流における構造的な課題であり、様々な対策に中長期的に継続して取り組む必要があります。

【具体的な提言事項】

(1) 「物流の2024年問題」の解決に向けた支援

物流の停滞やトラックドライバーの実質的な収入減が懸念される「2024年問題」を解決するため、引き続き、物流効率化や荷待ち・荷役時間の削減、商慣行の改善、適正運賃收受・価格転嫁円滑化等の取組への支援や消費者・荷主における理解の促進を図るとともに、国内の大消費地から距離的に遠い地方における競争力の維持に向けた支援策を実施すること。あわせて、地方におけるトラックドライバーの確保についても、必要な措置を講じること。

36 地域中小企業応援ファンド事業の継続について

地域中小企業応援ファンドについて、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの貸付期間は10年以内とされているが、貸付期間終了後も、地域の実情に合わせた、新たな産業集積の創造や、更なる発展を目指した地域産業の競争力強化の取組みが可能となるように発展・継続的な措置を講ずること。

【背景理由等】

地域経済の活性化のため、独立行政法人中小企業基盤整備機構の無利子貸付金に各県の貸付金を合わせて、それぞれの運営管理者に貸し付け、貸し付けを受けた運営管理者は、地域の負担金と合わせて、地域中小企業応援ファンドを造成し、その運用益を財源として、地域一体となって創意と工夫に富んだ様々な中小企業者への助成事業等を実施しており、産業振興施策を遂行する上で、中核的な役割を果たしているが、現事業の計画期間は、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの貸付期間が10年間であることから、令和9年度に終了する予定となっている。

四国各県の経済の活性化を図り、持続的発展につなげるためには、地域資源や強みを生かした成長産業の育成に積極的に取り組むとともに、新分野への進出や新商品の開発などに積極果敢にチャレンジする中小企業を増やしていくことが重要であり、こうした企業を資金面から引き続き支援する必要がある。

新発10年物国債の年利回りについて、平成29年当時の平均が0.061であったものが、令和8年3月31日には2.359となっており、金利が著しく低下していた時期から脱却し、金利の上昇傾向にある現在、中小企業等を資金面で支援するためのファンド継続の必要性が、これまで以上に高まっていると言える。

ファンドの継続、貸付期間の延長にあたっては、地域の実情に応じ、継続的に支援することができるよう、所要の額を確保していただく必要がある。さらに、地方公共団体や金融機関など、地方を取り巻く現下の厳しい財政状況、社会経済情勢等から、基金の組成において、地方の負担を増やすことは、大変厳しい状況にある。

【具体的な提言事項】

(1) 地域中小企業応援ファンド事業の継続

長引く物価高騰等によって厳しい経営環境にある地域の中小企業が競争力の強化に向けて行う研究開発や販路開拓等の取組みに対して、地域の実情に応じて総合的な支援を行えるよう、独立行政法人中小企業基盤整備機構から地域中小企業応援ファンド組成のための無利子融資について、現在の貸付期間終了後も継続（貸付期間を延長）すること。

なお、貸付期間の延長にあたっては、地域の実情に応じ、継続的に支援することができるよう、所要の額を確保するとともに、地方公共団体や金融機関を含めた地方の現下の厳しい状況を踏まえ、地方のさらなる負担を求めないこと。

37 四国遍路の世界遺産登録について

四国遍路について、世界遺産候補として暫定一覧表への追加記載を行うこと。

【背景理由等】

徳島・高知・愛媛・香川の四国4県に点在する多数の札所を巡る四国遍路は、最終目的地がなく周回することができるという特徴のある巡礼で、その道筋には札所や遍路道、道標等が遺存し、巡礼を支えるお接待などの慣習が今も地域の中に息づいています。

四国遍路は、古くから四国の地と密接に結び付き、巡礼者と地域の人々の相互に救いをもたらしながら存続しており、札所や遍路道等は、地域社会に支えられて発展した、世界でも稀な、多様な個人を救済する信仰の形を伝える証拠として顕著な普遍的価値を有することから、世界文化遺産にふさわしいものと考えています。

四国では、平成20年の国の審査結果を受け、平成22年3月に産学民官が協力して『四国八十八箇所霊場と遍路道』世界遺産登録推進協議会*を設立し、資産の保護措置の検討や顕著な普遍的価値の研究、受入態勢の整備や普及啓発活動などに取り組んできました。

※令和3年4月1日から「四国遍路世界遺産登録推進協議会」に改称

また、令和元年度には、専門家の意見等を踏まえ、四国遍路の多様で広がりのある文化の重要性を示し、不動産だけにとどまらない無形的な価値や地域とのつながりなどをイメージできる概念を示すため、資産の名称を「四国八十八箇所霊場と遍路道」から「四国遍路」に改めました。

令和6年度に開催した国際シンポジウムでは、海外の世界遺産専門家より、「同行二人」という宗派を超えた弘法大師信仰により巡礼者と地域社会一体となった民間信仰を軸に、近世社会の成熟に伴って発生した都市化や飢饉・災害による困窮などの諸課題の救済システムを形成した」点が世界的にみてユニークであるとの高評価を得たほか、7年度は、引き続いて札所寺院や遍路道の史跡指定による構成資産の保護を実施しています。

今後とも、四国4県をはじめ地域における関係団体が一丸となり、学術的観点に立った顕著な普遍的価値の研究を更に進め、それを証する資産の保護に積極的に取り組み、四国遍路という多様性に富む文化の継承に努めてまいります。また、地域社会と深く結びつきながら存続してきた四国遍路の特性を踏まえ、魅力的なまちづくりや地域の活性化につながるよう、地域コミュニティとともに持続可能な文化遺産を目指してまいります。

【具体的な提言事項】

(1) 四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載

四国一円に点在する多数の札所を巡る周回巡礼として、地域社会と密接に関わりながら発展し、今に続く文化的伝統を表す札所や遍路道、道標等の四国遍路を、世界遺産暫定一覧表へ追加すること。

また、これら文化遺産の文化財調査を着実に実施できるよう、必要な財政支援を行うこと。

38 米国関税措置への対応について

米国に対して一連の関税措置の見直しを強く求めるとともに関税措置に伴う影響を緩和する対策を機動的に講じること。加えて、中長期の視点にも立って産業構造の転換と競争力強化を推進すること。

【背景理由等】

第二次トランプ政権による一連の追加関税措置は、これまで築かれてきた自由貿易体制を脅かし、国内の産業や経済、国民生活に深刻な影響を及ぼしている。

四国においても、機械類や化学製品などの米国向け輸出額は多額であり、四国経済を牽引している製造業はもとより、各県で取り組んでいる高付加価値の農林水産物・食品の輸出戦略などにも、大きな影響が生じている。また、関税措置の直接的な影響に加えて、サプライチェーン等様々な経路を辿って、コストダウン圧力、受注減少、雇用の縮小、物価の高騰、経済の低迷などの形で短期から中長期にわたり、あらゆる分野に諸々の影響が波及することが危惧され、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業・小規模事業者や農林水産事業者が多い四国では、他の地域と比べても影響は大きなものとなるおそれがある。

【具体的な提言事項】

(1) 国内産業を守るための関税措置の見直し交渉

相互関税等に関する米連邦最高裁による違法判決への対応に当たり、米国に対して、日米間の合意内容を遵守し、日本にとって不利となる見直しを行うことがないよう強く求めること。

(2) 機動的な対策の実施

関税措置に伴う国内産業・経済・国民生活への影響の正確な把握・公表を継続的に行い、当該影響を緩和し、事業継続や雇用維持、国内需要の喚起等を図るために必要な対策を機動的に講ずること。また、国が行う対策に加えて地方が実情に応じて独自の事業者支援や経済対策を展開する必要が生じた場合は、速やかな対応が可能となるように必要な財政措置を講じること。

(3) 中長期の視点に立った産業構造の転換と競争力強化の推進

中長期の視点に立って、関税措置の影響を受けにくい産業構造への転換と競争力の強化を図るため、国内回帰投資の推進、サプライチェーンの再構築、輸出市場の多様化や新たな販路開拓、事業者の生産性向上等に必要な施策を強化するとともに、適切な価格転嫁などの取引適正化対策を徹底すること。